

第3章

環境分野ごとの 取組みと評価



令和5年度の実績とその評価を環境分野ごとに
記載しています。

第 1 節 自然環境分野



施策 01：生物多様性の確保に関する取組みの推進

取組み項目①	生物多様性の確保に向けた体制づくり
(1) 生物多様性に関する普及啓発等の取組みを推進する。	(環境政策課)
(2) 生物多様性を確保するため、「生物多様性ガイドライン」を策定し、ガイドラインに基づいた取組みを進める。	(環境政策課)
令和5年度の取組み内容	
(1) 多摩市水辺の楽校や、企業、教育委員会、専門家など多様な主体と連携し、市内の公園や河川をフィールドにシリーズで多摩市生物多様性セミナーを実施した。また、「多摩市いきもの季節観測」や「多摩川野鳥ギャラリー」「多摩の自然ギャラリー」など市民から生き物の情報を募集し、公式ホームページや広報のシリーズ記事「いきものギャラリー」に掲載する取組みを実施した。	
(2) 平 29 年 8 月に「生物多様性ガイドライン」を策定し、令和5年度もガイドラインに基づいた取組みを進めるため、オオキンケイギクの各課への駆除依頼や、たま広報での周知を図った。また「ハクビシン等防除業務委託」によるアライグマやハクビシンの捕獲・駆除等を実施した。	
令和5年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	
(1) 多摩市生物多様性セミナーをシリーズで 10 回開催することで、生物との触れ合いや、生物多様性に関する知識を広げたり考えたりする機会を拡大することができたため。また、令和4年度に引き続き、「多摩市いきもの季節観測」など市民から生き物の情報を募集し、生物多様性に関する普及啓発等の取組みを推進したため。	
(2) オオキンケイギクについては、これまでの取組みの効果もあり、前年度多かった市民からの相談がほとんどなかった。また、アライグマ・ハクビシン捕獲駆除については、わな設置件数が前年度より増加し、着実に進めたことで、市民からの作物被害や家屋進入等の相談件数も減少したため。	
今後の課題	
(1) 引き続き、多くの主体と連携し、様々な角度から生物多様性の普及啓発を行っていく必要がある。	
(2) 今後も生物多様性ガイドラインに沿った具体的な取組みを実施していく必要がある。	

取組み項目②	生物生息空間の骨幹となるみどりの拠点と軸の形成
・ 生物多様性の確保に寄与するみどりの拠点と軸の保全を推進する。	(公園緑地課)
令和5年度の取組み内容	
生物多様性の確保に寄与するみどりの拠点の保全に関して、令和3年度に「連光寺・若葉台里山保全地域」の公有化した土地において、環境に配慮した農的活用試験事業を令和4年度に引き続き実施することで、みどりの保全を推進した。また、同保全地域内の湿地についても、市民団体である連光寺東谷戸の会や東京都と連携して、外来生物の除去等を行い、キバサナギガイ等の希少生物の生息環境の保全を進めた。	
令和5年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	
「連光寺・若葉台里山保全地域」における公有化した土地において、生物多様性や環境の保全に配慮しつつ、多様な主体と協力して農地の保全、活用を図りながら、実際に作物を栽培し、市民に体験してもらう試験的な土地活用事業を令和 4 年度に引き続き実施することで、みどりの持続的な保全の取組みを進めたため。	
今後の課題	
貴重な緑の確保・保全には、公有地としての取得が求められるが、公有化には用地買収費、維持管理費などの財源が必要である。また、取得した用地を適正かつ効果的に活用していくことも課題である。	

取組み項目③	生物環境の把握とデータバンク化
動物の生息状況や植物の生育状況の調査等の実施と、調査結果を活用したデータバンク化を推進する。（環境政策課）	
令和5年度の取組み内容	
新型コロナウイルス感染症の影響で近年、実施できていなかった「川の生き物調査・観察会」（2回）と「乞田川の恵み」を久しぶりに実施できたほか、令和4年度に引き続き、「一ノ宮用水生きもの調査」（3回）と「冬鳥観察会」は実施することができた。	
令和5年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】 新型コロナウイルス感染症の影響で近年、実施できていなかった事業も行うことができ、より多くの生物の生息状況データの蓄積ができたため。	
今後の課題	
市域全体の動物の生息状況や植物の生育状況の把握とデータバンク化には着手できているものの、効率的な調査手法・整理方法の確立が課題である。	

施策 02：拠点や軸となるまとまりある民有樹林の保全

取組み項目①	法制度を活用したまとまりある民有樹林の保全
・	特別緑地保全地区制度等の活用によるまとまりある民有樹林の保全を推進する。（公園緑地課）
令和5年度の取組み内容	都市計画決定している連光寺六丁目緑地や和田緑地保全の森内の未買収用地について、所有者の動向把握などに努めた。
令和5年度の取組み内容の評価	
	→これまでと変わらない
【理由】	既定の連光寺六丁目緑地や和田緑地保全の森内の未買収地については、買取りに向けた具体の調整には至らなかったため。
今後の課題	取得を予定している用地について、所有者の動向を把握することにより、事業認可や補助金の確保など時期を逸しないように努めることが求められる。

取組み項目②	その他の手法によるまとまりある民有樹林の保全
・	土地信託の活用など新たな民有樹林の保全方策の検討を推進する。（公園緑地課）
令和5年度の取組み内容	「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議（13 市町）」など関係自治体との交流・検討の場を通じ、情報収集や意見交換をおこなった。
令和5年度の取組み内容の評価	
	→これまでと変わらない
【理由】	新たな民有樹林の具体的な取り組み方策には至らなかったが、隣接する自治体間で、民間企業との連携を含む「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域プラットフォーム」の設立に向けた検討を行ったため。
今後の課題	民有樹林保全に関する新たな取組み方策の検討、具体化については、コアとなる企業の協力など様々な主体（ステークホルダー）の取り込みや市民理解を得られる制度設計が必要である。

施策 03：まちなかの民有樹林の保全

取組み項目①	緩やかな法制度や条例等の活用による民有樹林の保全
・	既存の保全制度の継続と新たな保全方策の検討を推進する。 （公園緑地課）
令和5年度の取組み内容	
35 の住宅管理組合に対し、みどりの協定に基づく沿道斜面地の緑の保存及び育成のための剪定や施肥、草刈等の経費に対し助成をおこなった。（35 団体、108,349 m ² ）	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 当該補助金交付を通して、民有緑地の保全が図ることはできたため。	
今後の課題	
グリーンボランティア講座の周知等により、補助金交付だけでない支援に取り組んできたが、更に工夫が求められる。令和6年3月に改定した「多摩しみどりと環境基本計画」を踏まえて、沿道斜面地の保全だけでなく、保存樹木・樹林も含めた「民有緑地」のみどりの保全支援のあり方の見直しについて検討が必要である。	

取組み項目②	その他の手法によるまちなかの民有樹林の保全
・	土地信託の活用など新たな民有樹林の保全方策の検討を推進する。 （公園緑地課）
令和5年度の取組み内容	
「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議（13 市町）」など関係自治体との交流・検討の場を通じ、情報収集や意見交換を行った。	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 情報交換や意見交換は行ったものの、具体的な取組みには至っていないため。	
今後の課題	
上述の会議の中では、民有樹林の保全方策についてファンド創設等の手法が考えられてきたが、コアとなる企業や NPO などの発掘が必要である。また、バンクシステム（複数自治体の緑地とボランティアをつなぐシステム）の検討が行われてきたが、仕組みやプラットフォームをどう構築するかといった課題が引き続きある。一方で、市が管理する緑地の高木の管理に関してきめ細やかな管理ができていないという現状の中で、どの程度、民有樹林の保全に注力するのが適切なのかという課題がある。	

施策 04：生産緑地地区の保全と活用

取組み項目①	「みどりの拠点」内の生産緑地地区の保全活用方策の検討
	生産緑地地区の公的利用及び追加指定や、援農ボランティアといった農業者支援等を推進する。 (公園緑地課、経済観光課)
令和5年度取組み内容	- 連光寺・若葉台里山保全地域内の市が取得した農地にて、公園緑地課が経済観光課農政担当と共同で、(仮称)連光寺六丁目農業公園の整備、開園に向けた試験事業を実施するとともに、有識者と関係する市民を入れた検討会を実施し、農業公園の整備・活用・運営に関する方針の検討を進めた。また、農業公園市民サポーターの制度も本格的に開始した。(公園緑地課) - 都市農地の保全を図るためには、生産緑地制度の活用が重要であり、生産緑地が農地として適切に活用や維持管理がされているか、農業委員による農地パトロール及び農地利用状況調査により、肥培管理等の状況を確認し、必要に応じて農業者への指導に取り組んだ。 - 援農ボランティアの育成や農業応援サイト「agri agri」による情報発信、営農施設の整備等に補助することにより、農業者の支援を行った。(経済観光課)
令和5年度取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	- 生物多様性の保全に配慮しつつ、多様な主体と協力して農地の保全、農的活用の具体化を図りながら、実際に作物を栽培し、市民に体験してもらう試験的な土地活用試験事業を実施したため。また、今後の活用に向けて有識者と市民を入れた検討会などを実施し、農業公園の整備・活用・運営に関する方針の検討を進めたため。また、農業公園市民サポーターの制度を令和5年3月に設置し、令和5年度より本格的に開始したため。(公園緑地課) - 相続が発生することによって生産緑地地区は減り続けているものの、援農ボランティアの育成や情報発信等、都市農地の維持・保全のための取り組みを継続して行っており、ある程度の成果はあるため。(経済観光課)
今後の課題	- 生産緑地の将来的な保全に向けては、公園用地としては総量が多く、限界がある。都市計画や農政所管などとも連携し、引き続き、当該地の土地動向など情報収集に努める一方で、庁内での全庁的な方針が必要である。連光寺・若葉台里山保全地域における農地の保全活用について、令和4年度、5年度の試験及び検討の成果に基づき、引き続き、実験などを行いながら具体化、事業化に向けて取り組む必要がある。(公園緑地課) - 生産緑地追加指定の継続と特定生産緑地への移行に取り組む必要がある。 - 指定期限を迎える生産緑地を所有する農家へ特定生産緑地指定制度や指定解除に関し、丁寧な周知・啓発に取り組む必要がある。(経済観光課)

取組み項目②	その他の生産緑地の保全活用方策の検討
生産緑地地区の追加指定や、援農ボランティアといった農業者支援等を推進する。 (公園緑地課、経済観光課)	
令和5年度の取組み内容	
- 具体的な取組みは行っていない。(公園緑地課) - 都市農地の保全を図るためには、生産緑地制度の活用が重要であり、生産緑地が農地として適切に活用や維持管理がされているか、農業委員による農地パトロール及び農地利用状況調査により、肥培管理等の状況を確認し、必要に応じて農業者への指導に取り組んだ。 - 援農ボランティアの育成や農業応援サイト「agri agri」による情報発信、営農施設の整備等に補助することにより、農業者の支援を行った。(経済観光課)	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
相続が発生することによって生産緑地地区は減り続けているものの、援農ボランティアの育成や情報発信等、都市農地の維持・保全のための取組みを継続して行っており、ある程度の成果はあるため。 (経済観光課)	
今後の課題	
- 連光寺六丁目の農業公園の取組をきっかけとして、特色ある公園づくりのひとつとして農に触れる機会の創出について検討を進める。(公園緑地課) - 生産緑地追加指定の継続と特定生産緑地への移行に取り組む必要がある。 - 指定期限を迎える生産緑地を所有する農家へ特定生産緑地指定制度や指定解除に関し、丁寧な周知・啓発に取り組む必要がある。(経済観光課)	

施策 05：水環境の維持・保全

取組み項目①	湧水や農地等の水路の保全
・	湧水や水路の周辺環境を保全維持する。（公園緑地課、下水道課）
令和5年度の取組み内容	
・	大谷戸公園の湧水やからきだの道にある寺ノ入湧水及び愛宕第4公園の湧水等については、昨年に引き続き各箇所において周辺環境を含め公園管理ブロック業者により、適正な維持保全に努めた。（公園緑地課）
・	市内の水路の維持保全作業については、大川水路のスクリーン及びその水路内の定期清掃を実施したほか、水路敷地の草刈を年2回実施した。また、周辺住民等からの要望があった箇所の浚渫作業に加え、水路周辺環境への配慮として、地域の環境保全団体等からの要望に応え、一ノ宮1-37番地先にある真明寺裏の水路において、アメリカセンダン草とキシウブを適切な時期に刈ることによって生物多様性の保全に努めた。（下水道課）
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
・	各地区の湧水については、昨年に引き続き公園管理業者による公園管理業務において管理保全を行っているため。（公園緑地課）
・	水路の清掃、草刈・剪定、浚渫等の日常維持管理を実施し、水路及び周辺環境の保全への取組みを維持しているため。（下水道課）
今後の課題	
・	湧水のある公園については、公園管理の受託業者による管理保全によるため、一定の管理の範疇での対応となってしまう。湧水箇所、鶴牧西公園の池清掃時期の決定及び周辺環境の水生生物や植物に関する今後の保全のあり方については、事業者等のノウハウを活かすなど、管理手法のよりよいあり方を検討していくことが必要である。（公園緑地課）
・	水路は、雨水排水路としての排水・治水機能、用水路としての利水機能、水辺としての環境保全機能を兼ね備えている。このため、排水及び治水機能を確保しながら、周辺環境の保全や安全管理に配慮しつつ、水路の保全、維持管理に努めることが課題となる。（下水道課）

取組み項目②	公園緑地の池やせせらぎの維持改善
・	公園緑地の池やせせらぎを、保全維持する。（公園緑地課）
令和5年度の取組み内容	
池・流れについては、一本杉公園を含む6箇所の公園で公園管理業務委託により定期的に池・流れの清掃を含む維持管理を行った。また、多摩中央公園の大池等の施設は、現在改修中である。	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
池・流れについては、公園内施設の人工的な施設であるため公園内管理業務委託として対応しており、池・流れの状態などを維持しているため。	
一本杉公園の池について、地元自治会が企画したかいぼりイベントを試験的に行うため、環境政策課、下水道課、公園緑地課の共同で支援したため。	
今後の課題	
池・流れについては、水を循環するポンプ及びピット施設が設置後約30年を迎えており老朽化が進んでいる。ポンプを含む循環施設の更新が課題であり、各公園全体の改修時期と併せて再整備する必要がある。	

取組み項目③	乞田川や大栗川、多摩川等の河川環境の把握と維持改善															
・ 河川環境向上に向けた継続的な調査や、都への改善要望、普及啓発を行う。 (環境政策課)																
令和5年度の取組み内容																
・ 市では乞田川2地点、大栗川3地点、多摩川1地点の計6地点で年2回の水質調査を行っている。調査項目は環境基準で定められた生活環境項目（流量、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量）、大腸菌数）と健康項目（シアン、カドミウム等）であり、結果については市公式ホームページで公表した。なお、「大腸菌数」は、よりの確にふん便汚染を捉えるため令和4年4月1日にこれまでの「大腸菌群数」から項目変更されたものである。																
・ 令和5年度は、pH と大腸菌数が環境基準値を超えていたため、「稲荷橋」から上流について追跡調査を開始した（傾向は令和4年度と同様。）。																
・ 水質事故防止の取組みについては、各種届出や事前協議、道路調整会議等で事業者に対して排水作業を行う場合の注意事項を周知した。																
・ 市民向け啓発については、汚れた水を側溝等に流さないよう消費生活フォーラム及び多摩エコ・フェスタ等でパネルを作成し展示を行った。さらに、市公式ホームページの中にも水質事故防止のページを作成し啓発を行った。																
令和5年度の取組み内容の評価																
↑取組みが前進した																
【理由】																
水質事故件数は、令和2年度の4件から令和3年度は2件に減少し、さらに令和4年度は3件、令和5年度は3件であった。年度ごとにばらつきは見られるが、平成20年度以降は減少傾向を示し、啓発活動の効果が出てきていると評価したため。																
単位：件																
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	20	12	26	12	17	14	18	16	3	11	6	7	4	2	3	3
今後の課題																
・ 大腸菌数の環境基準値の超過は、都市河川を中心に全国的な課題になっている。本市においても、「稲荷橋」で環境基準値を毎年度超過しているため、令和5年度から追跡調査を開始した。今後も環境基準値を超過することがあれば追跡調査を行う必要がある。																
・ 水質事故の発生件数は年々減少している。要因は、事故を起こした事業者に原因を分析してもらい、再発防止策をとりまとめた改善計画書を提出させてきたことが再発防止となり、全体として事故発生件数が減少してきたと評価している。今後も水質事故発生時の原因特定率を向上させていく必要がある。																

施策 06：周辺自治体との広域連携の推進

取組み項目①	周辺自治体や東京都と連携した水とみどりの保全・再生・活用
周辺自治体との連携会議への参加や隣接自治体と連携したみどりの保全等を推進する。 （公園緑地課）	
令和5年度の取組み内容	
多摩・三浦丘陵に関わる 13 自治体による「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」に参画し、引き続き「公民連携による広域連携プラットフォーム」の設立に向け、広域連携による今後の展開について議論を重ねた。	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
継続して緑に係る情報収集や動向把握を行ったため。	
今後の課題	
良好な緑の保全に向けては、市境に残る緑をより有効に活用・保全するため、今後とも東京都や隣接自治体との連携が求められる。	

取組み項目②	市域を越え市民がみどりを楽しめる環境づくり
市域を越えた遊歩道連携やイベントの実施等の取組みを推進する。 （公園緑地課）	
令和5年度の取組み内容	
「市域を越え市民がみどりを楽しめる環境づくり」に向けて、「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の場で、市域を超えたイベントの実施などについて検討を行った。	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
具体の取組などには至らなかったため。	
今後の課題	
本取組項目の推進にあたっては、関係する自治体とこれまで以上に連携し、その存在効用を広く住民に PR していく必要がある。	

施策 07：安全安心な暮らしと調和したみどりの構築

取組み項目①	公園緑地の周辺環境における防犯や交通安全に配慮したみどりの点検と管理方策の構築
・	防犯等に配慮したみどりの管理のあり方を構築する。（公園緑地課）
令和5年度の取組み内容	
公園緑地の周辺環境における防犯や交通安全に配慮した取組みについて、令和5年度については昨年度に引続き、教育委員会及び警察や道路管理者等の関係機関と合同でみどりの点検と管理方策について「通学路安全点検」を実施し、各学校区域の通学路において改善要望箇所の現地確認を行い、改善対応を図った。また、地域における樹木の伐採等の要望に関しては、地域自治会及び管理組合と現地立会いを行い、合意形成に基づく対応を行った。	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 「通学路安全点検」及び地域要望に基づく関係者や地域住民との現地立会いを行い、地域の合意形成を図ったうえで、支障改善を進めたため。	
今後の課題	
みどりやそれ以外に関する地域の課題解決もあり、よくコミュニケーションをとりながら、合意形成を図る必要がある。限られた予算の中、地域のニーズを的確に把握したうえで、防犯上、安全管理上どのように地域課題を解決していくか、工夫が必要である。	

取組み項目②	防災に配慮した公園緑地ネットワークの再構築
・	多摩市地域防災計画と連携した取組みを進める。（公園緑地課）
令和5年度の取組み内容	
令和5年度の取組みでは、緊急性の高いD判定遊具の更新や大栗橋公園の拡張整備を実施した。	
令和5年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】 D判定遊具の更新は、昨年度に引続き実施した。大栗橋公園は拡張部分を芝生広場とし、防災パーゴラやかまどベンチ等を設置し、一時避難所や防災に関する普及啓発の機能を付加して整備したため。	
今後の課題	
「公園施設長寿命化計画」を令和5年度末に改定したので、令和6年度以降は、改定した計画に基づいて取組みを進めていく必要がある。	

取組み項目③	景観に配慮したみどりのあり方と保全手法の構築
・	基本的な景観に配慮したみどりの管理のあり方を構築する。（公園緑地課）
令和5年度の取組み内容	
花菖蒲の関心が高い中沢池公園において、菖蒲田の維持管理を行い保全に努めた。	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 中沢池公園において、菖蒲田の維持管理を引き続き実施したため。	
今後の課題	
景観に配慮したみどりの管理にあたっては、事業者等のノウハウを活かすなどよりよい管理手法を検討していく必要がある。	

施策 08：みどりの適正な育成管理

取組み項目①	「多摩市街路樹よくなるプラン改定版」に基づく街路樹の管理の推進
・	「多摩市街路樹よくなるプラン改定版」に基づく街路樹の管理を進める。 (道路交通課)
令和5年度の取組み内容	多摩市街路樹よくなるプラン改定版に基づき、枯木及び支障樹木の伐採等により、交通支障、防犯上問題のある箇所を改善した。また、街路樹管理について沿道自治会、管理組合等の要望に基づき、防犯上の支障箇所や沿道環境を改善した。
令和5年度の取組み内容の評価	
	→これまでと変わらない
【理由】	枯木及び支障樹木の伐採により交通支障、防犯上問題のある箇所を改善できたため。また、沿道自治会、管理組合と合意形成を行ったうえで、防犯上の支障箇所や沿道環境を改善できたため。
今後の課題	・ 多摩市街路樹よくなるプラン改定版に基づく街路樹管理に着手する必要がある。 ・ 毎年多数発生する枯木・枯枝・根上りへの対応する必要がある。 ・ 街路樹の健全度調査実施の必要性について検証する必要がある。

取組み項目②	「みどりの管理シート」に基づく公園緑地の育成管理の推進
・	公園別緑地別の「みどりの管理シート」の作成を進め、地域特性を活かした育成管理を進める。 (公園緑地課)
令和5年度の取組み内容	「みどりの管理シート」の作成には至っていないが、ナラ枯れ等について、グリーンボランティアと現場立会を行い、該当区域の伐採を行った。また、公園・緑地の管理については、樹木の繁茂による市民意見や要望を頂いた該当箇所で剪定及び伐採を行い適切な育成管理を行った。また、樹木が大径化していく中、令和5年度末に公園施設長寿命化計画の改訂及びパークマネジメント計画を策定した。
令和5年度の取組み内容の評価	
	↑取組みが前進した
	市内の公園・緑地は各ブロック毎（A～E）に分け、業務委託により管理を行っているが、ナラ枯れ等については、グリーンボランティア各団体と地域毎に日替わりで現地立会を行う試みを行い、互いに情報共有しつつ、樹木伐採を行えたことが、市民ボランティアと意思の疎通が出来て良かった点であると実感しているため。
今後の課題	今後も地域特性を活かした管理を行っていくため、ボランティア団体や地域住民等とコミュニケーションを図りながら進めることが大事である。今後は、計画の中で定めた地域毎の公園再編と共に、合意形成を取りながら進められるかが課題である。

取組み項目③	民有樹林の育成管理
・ 民有樹林の育成管理支援を進める。	(公園緑地課)
令和5年度の取組み内容	
「多摩市緑の保全及び育成に関する条例」等に基づき、市内の民有樹林を保存樹林として指定し、年20円/㎡の保全補助金を所有者に交付した。	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
樹林面積については、指定がかかっている民有樹林の一部にて指定解除がなされたことにより減少したが、それ以外については引き続き樹林地として維持されたため。	
今後の課題	
民有樹林地を保全する必要性は変わらない一方で、大きく育った民有樹林の維持管理に苦慮している地権者がいることから、今後、民有樹林のより効果的な育成管理支援のあり方について検討する必要がある。また、令和6年3月に改定した「多摩市みどりと環境基本計画」に基づき、沿道斜面地保全への支援方法のあり方の見直しを踏まえながら、民有樹林（保存樹林）のみどりの保全支援のあり方の見直しについて検討が必要である。	

施策 09：パートナーシップによる公園緑地等の育成管理

取組み項目①	既存支援制度の活用による持続的な育成管理
・	アダプト制度などの既存支援制度を継続して行う。 （公園緑地課）
令和5年度の取組み内容	
公園の清掃活動等を行うボランティア活動情報交換会を例年開催していたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和5年度も実施は出来ていない。団体間の情報共有の場は、コミュニティ花壇講習会を開くことで、多くのボランティア団体者に参加してもらい、ボランティア団体同士の交流の場として活用して頂いた。	
令和5年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	
令和5年度の公園アダプトの団体数は54団体となっており、令和4年度より3団体増加したため。	
今後の課題	
ここ数年間の各団体共通の課題としては、活動に参加する方達の高齢化があり、今後、新たに参加する人材の確保が課題である。	

取組み項目②	グリーンボランティア制度による樹林等の持続的な育成管理
・	グリーンボランティア制度による樹林等の持続的な育成管理 （公園緑地課）
令和5年度の取組み内容	
緑地の使用及び維持管理に関する協定を締結し市民団体が活動している公園や緑地は12箇所、団体は13団体ある。各団体、緑地管理手法の技術向上や安全管理に取り組んだ。	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
令和5年度の活動団体数は13団体であり、前年度から増減なしであるため。	
今後の課題	
構成員の高齢化が懸念される団体が多い。一方、女性のボランティア講座受講者や活動団体への加入者が増加傾向にあり、参加層の多様化、活性化も期待される。	

取組み項目③	市民イベント等を活用した公園緑地等の育成管理の推進
・	みどりに関するイベント等の主催や支援を通じて、公園緑地等の管理への理解や協力を進める。 （公園緑地課）
令和5年度の取組み内容	
多摩中央公園におけるプレイスメイキング社会実験第4回目の開催などの実施を通して、市民が主体的に関わる形での公園緑地の管理、活用を推進した。	
令和5年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	
多摩中央公園においては、令和5年6月に工事着手ができ、中央図書館前のBOOKパークや大池前テラスの開園ができたため。また、今後の公園の管理を行うPark-PFI事業者が市と協力しながら社会実験第4回目を主体的に企画・実施したことで、これまで市が行ってきた取り組みを着実に引き継ぐことができたため。なお、令和4年度の社会実験を踏まえて改修内容を決めた大栗橋公園の改修が令和5年度末に完了し、市民が公園を利活用する新しい動きをつくる場所は完成した。よって、前進したと考えるため。	
今後の課題	
イベントの成果を日常的な取組に結び付けていくことが重要である。また、上記の取組をどのような形で他公園に広げていくかについても引き続き検討する必要がある。	

施策 10：身近な緑化の推進

取組み項目①	多摩市街づくり指導基準の強化や緑化などへの意識高揚の推進
・ 事業者等の開発行為への緑化指導を進める。	(公園緑地課)
令和5年度の取組み内容	「多摩市街づくり条例」に基づき26件の協議を受け、基準に準じた緑化指導をおこなった。
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 街づくり指導基準を改正し、毎年度概ね15～30件の協議を受け、指導基準に準じた緑化指導をおこなっているため。	
今後の課題 開発行為に伴う提供公園のあり方について、多摩市の実情に即した形で今後検討していく必要がある。	

取組み項目②	公共施設の緑化推進
・ 市役所や学校等での緑化を進める。	(公園緑地課)
令和5年度の取組み内容	学校やコミュニティセンター等の花壇を管理運営している関係者に対し、種の植え付けや花苗の育て方についての講習会や花種や球根の配布を行い、公共施設での緑化に取り組んだ。
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 花壇づくり講習会を開催し、花壇づくりの初心者に向けた種の植え付け実演、育て方についての講習を行い、参加者へ花の種と球根を配布する事業を実施したため。	
今後の課題 今後の花壇づくり事業を見直していくにあたり、より参加者の知識・技能向上に貢献する事業としていくために、関係者のニーズを掘り起こし、ニーズを事業に反映することが課題である。	

取組み項目③	市民の身近な緑化活動への支援
・ 住民の花壇づくり等身近な緑化への支援を推進する。	(公園緑地課)
令和5年度の取組み内容	自治会や管理組合など民間花壇の管理運営を行っている方々を対象に、種の植え付けや花苗の育て方についての講習会や種・球根の配布を行い、住民の花壇作りなど身近な緑化活動の支援に取り組んだ。
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 花壇作り講習会を開催し、花壇づくりの初心者に向けた種の植え付け実演、育て方についての講習を行い、参加者へ花の種と球根を配布する事業を実施したため。	
今後の課題 今後の花壇づくり事業を見直していくにあたり、より参加者の知識・技能向上に貢献する事業としていくために、関係者のニーズを掘り起こし、ニーズを事業に反映することが課題である。	

施策 11：公園緑地のリニューアル

取組み項目①	公園緑地の総点検に基づく計画的な施設更新
(1) 都市基盤更新計画に基づく計画的な公園施設の検討を進める。	(公園緑地課)
(2) 公園施設長寿命化計画を策定する。	(公園緑地課)
令和5年度の取組み内容	
公園施設長寿命化計画の改定を行った。改定にあたっては、定期的な健全度調査や日常管理により公園施設の劣化状況を常に把握するとともに、平成 30（2018）年に策定された前計画から基本方針や施設ごとの管理方針、長寿命化対策などの見直しを図った。また、既存ストックを活用する施設と転換する施設を抽出し維持管理に関わるコストを出来る限り縮減することで、新たな施設機能再編を目指し、今あるストック効果を最大限発揮させるため、効率的・効果的な更新を行う計画へと改定した。	
令和5年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】 利用者アンケートなど非接触型の意見聴取を実施するとともに、市内8ブロックに分けた地域でワークショップによる意見収集や合意形成を得ることで、今後の適切な施設の更新を計画することができたため。	
今後の課題	
意見交換会、ワークショップなどの集会型だけではなく、アンケートや Web を利用した非接触型の意見聴取の必要がある。	

取組み項目②	借地公園の適切な見直しの推進
・ 利用者ニーズや土地所有者の意向をふまえた見直しを行う。	(公園緑地課)
令和5年度の取組み内容	
借地公園の見直し実績はなし。	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 土地貸借業務にあたって、土地所有者との定型的な調整は行ったものの、借地公園の見直しについて、具体的な取組みには至らなかったため。	
今後の課題	
借地公園の見直しに向けて、土地所有者、利用者、関係所管とも調整しながら対応方法について課内で具体的な検討をしていく必要がある。	

取組み項目③	市民参加型のリニューアルの推進
・ 大幅な見直しが必要な街区公園等の市民参加による再整備を行う。	(公園緑地課)
令和5年度の取組み内容	
第二期住宅市街地総合整備事業に伴う、諏訪北公園改修事業の2年目を実施した。また、都費補助を活用して、大栗橋公園拡張整備を行った。	
令和5年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】 諏訪北公園については、令和3年度に行った設計説明会でスポーツに関する市民団体と意見交換や協議を行い、大栗橋公園も令和4年度に設計説明会や社会実験で、地元自治会と改修内容を定め、工事を実施することができたため、取り組みが前進したと考えるため。	
今後の課題	
今後も継続的に、地域住民とのワークショップ等を行う際の準備から資料作成まで職員直営で担うには業務的に負担が大きいため、従来通り民間事業者に委託するほか、経費節減の為アンケートや Web を利用した非接触型の市民意見聴取のあり方を検討する必要がある。	

施策 12：みどりのリサイクルの推進

取組み項目①	剪定枝等の土壌改良材としての活用の推進
剪定枝を活用し、土壌改良材のリサイクルを推進する。	
	(公園緑地課、道路交通課、資源循環推進課)
令和5年度の取組み内容	
- 公園・緑地樹木管理委託業務において公園から発生した剪定枝等の処分については、多摩市立資源化センター（エコプラザ多摩）及び民間のリサイクル施設に搬入し、土壌改良材等に再利用を図りみどりのリサイクルを推進した。（公園緑地課） - 職員作業や委託業務により発生した剪定枝について、多摩市立資源化センターや民間のリサイクル施設搬入し、土壌改良材等に再利用を図りみどりのリサイクルを推進した。また、アダプト団体の花壇管理における土壌改良材の利用について、主管課である資源循環推進課と調整する等の支援を行った。 - 街路樹管理で発生した剪定枝等は、市や民間のリサイクル施設に搬入した。（道路交通課） - 市民からの直接持込及び関係課と調整し、市内公園・道路・学校・コミュニティセンター等の敷地で発生した剪定枝を受入れ、土壌改良材・チップを作成し、資源化を図った。約 123.5t であり、前年度の約 86.8t に比べ 42.2%増加した。要因としては、搬入量を増やすため、年度末に市内の造園業者に協力を依頼したためである。市民からの持ち込量は約 34.2t であり、前年度の約 33.9t に比べ 0.8%増加した。 - 土壌改良材は、農家・アダプト団体（公園・道路）・公共施設へ配布、市民配布を令和5年 10 月と令和6年3月に実施し、525 名の市民へ配布した。令和5年度の搬出量は、約 44.8t であり、令和4年度の搬出量の約 67.4t に比べ▲33.5%減少した。（資源循環推進課）	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 - 公園緑地内から発生した樹木（高木）については、多摩市立資源化センターでの受け入れ可能な限り搬入し、土壌改良材に資源化することで、みどりの資源循環を推進できたため。（公園緑地課） - 道路アダプト団体の花壇管理において、多摩市立資源化センターで土壌改良材を支給し、みどりのリサイクルを推進できたため。（道路交通課） - 剪定枝について、令和5年度の総搬入量は増加しているが、資源化は図られているため。 - 土壌改良材について、令和5年度の搬出量は減少しているが、市民に配布ができたため。（資源循環推進課）	
今後の課題	
- 公園緑地内から発生する樹木の剪定枝は、可能な限り多摩市立資源化センターに搬入するよう、仕様書に定めている。しかし、同施設への搬入量、状態、大きさには規定があるため、搬入ができない場合は、民間資源化施設へ搬入することになる課題がある。（公園緑地課） - 剪定枝などのストック場所の確保に課題がある。 - 堆肥の利用促進に課題がある。（道路交通課） - 前年度の持ち込み量が少なかったため、令和5年度は土壌改良材の搬出量が減少している。持ち込み量を継続的に増やすため、改めて資源化センターへの持ち込みの周知、普及啓発等が必要である。（資源循環推進課）	

取組み項目②	みどりのリサイクルのあり方の検討
(1) 公園緑地で発生する落ち葉や剪定枝等の身近なリサイクルを推進する。(公園緑地課) (2) 多摩市立資源化センターで資源化したチップや土壌改良材の搬出量及び活用先の拡大を進める。(資源循環推進課)	
令和5年度の取組み内容	
(1) 多摩市立資源化センターで生成した土壌改良材を、公園・緑地の花壇ボランティア団体へ配布し、花壇の土づくりに活用した。(公園緑地課) (2) 剪定枝のチップ化を行い、マルチング材として小学校1校へ約 1.3t を搬出した。令和4年度の約 3.5t に比べ▲62.8%減少した。(資源循環推進課)	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 (1) 土壌改良材の活用により、身近なみどりのリサイクルを推進したため。(公園緑地課) (2) 令和5年度は、年度末まで原料である剪定枝の持込量が少なく、チップの製造ができなかったため。(資源循環推進課)	
今後の課題	
(1) 剪定枝の搬入について、多摩市立資源化センターと民間資源化施設への搬入調整が必要である。(公園緑地課) (2) 引き続き、安定的な供給先の確保に向けた取組みとともに新たな活用方法の仕組みづくりなど、検討を行う必要がある。(資源循環推進課)	

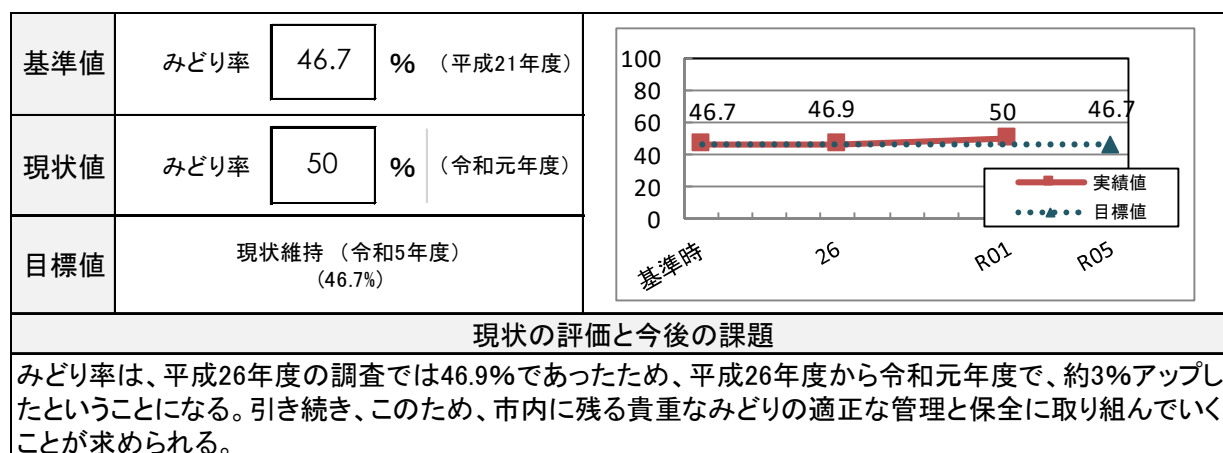
施策 13：文化財等の保全と活用

取組み項目①	史跡文化財や歴史的空間の保全
史跡文化財や歴史的空間の保全・維持管理を行う。 （教育振興課）	
令和5年度の実施内容	
市内の指定文化財、古民家及び旧多摩聖蹟記念館、遺跡等の保護保全、維持管理を図った。 - 都指定天然記念物「平久保のシイ」、市指定天然記念物「スダジイ」（連光寺八坂神社内）及び市指定天然記念物「スダジイ」（一本杉公園内）に対して、“カシノナガキクイムシ”の食害により枯死する樹木（ナラ枯れ）の被害防止対策として薬剤散布を実施した。 - 市指定天然記念物「シダレザクラ」（鶴牧西公園）について、樹木医による成育環境の確認及び樹勢回復のための調査や枝折れ保護対策を実施した。 - 旧富澤家、旧多摩聖蹟記念館で企画展を開催し、文化財施設の活用を図った。また、古民家体験の場等として旧加藤家及び旧富澤家の公開・貸出を行った。なお、多摩中央公園改修工事に伴い、旧富澤家は令和5年8月から令和7年3月まで休館している。 - 令和4年4月に開館した「多摩ふるさと資料館」では、展示室5室で文化財資料の展示を行った。また、事業では夏休み期間にあわせた子ども向けイベントを2回、展示を2回実施するほか、展示室の解説等を行った。 - 市内の国庫補助対象事業による埋蔵文化財試掘確認調査を14件実施した。	
令和5年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 指定天然記念物は、巨樹・古木なため、状況把握と必要に応じた対応を行ったため。また、市内の埋蔵文化財試掘調査については、近年開発事業が増加傾向にあるが、試掘調査は昨年度と比較し、調査件数が減少したため。	
今後の課題	
- 指定天然記念物は、巨樹・古木のため相応の樹齢であり、枯枝や幹にキノコ等が発生するとともに、風雪等による枝折れ被害等も生じる。保護保存には定期的な剪定等、継続的な管理経費を見込む必要がある。 - 都指定天然記念物の「平久保のシイ」、市指定天然記念物「スダジイ」（連光寺八坂神社内）及び市指定天然記念物「スダジイ」（一本杉公園内）については、令和6年度もナラ枯れの被害対策を実施する必要がある。他の指定樹木についても、引き続き指定天然記念物の剪定や周囲の環境を保っていく必要がある。 - 古民家、旧多摩聖蹟記念館は、引き続き施設の保護、維持管理費の節減に努めていくが、各施設ともに復元や改修から約30年から約35年前後経過しており、今後、計画的に修繕、改修等の対応の必要性があり、修繕計画等を策定していく必要がある。 - 埋蔵文化財調査については、国庫補助事業ではあるが、ここ数年開発事業の増加に伴い試掘調査費用も年々増加傾向にある。そのため、ここ数年間は毎年一定の市費の財源確保が課題である。	

取組み項目② みどりと連携した史跡文化財の活用	
歴史を感じさせるみどり（散策路等）や史跡文化財の認知促進、また史跡周辺のみどりと一体となって市民が楽しめ、身近に感じる活用支援を行う。（教育振興課）	
令和5年度の取組み内容	
- 東京都埋蔵文化財調査センターと共催で文化財講演会を開催した。また、旧多摩聖蹟記念館において展示事業や市民団体「多摩市植物友の会」との共催による自然観察会を実施するとともに、旧富澤家において展示事業等を実施した。 - 各施設における展示事業や自然観察会等を実施した。	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 自然観察会の参加者は令和4年度と比較して77人減少し、「子ども昆虫観察会」（環境政策課と共催）は4回開催し、47人が参加したため。	
今後の課題	
- 他機関と連携し、地域・郷土の歴史、文化、自然等に関連した講座・展示等の充実を図る必要がある。 - デジタルアーカイブ等の新たなツールを活用した取組みを展開していく必要がある。	

自然環境分野における管理指標の状況

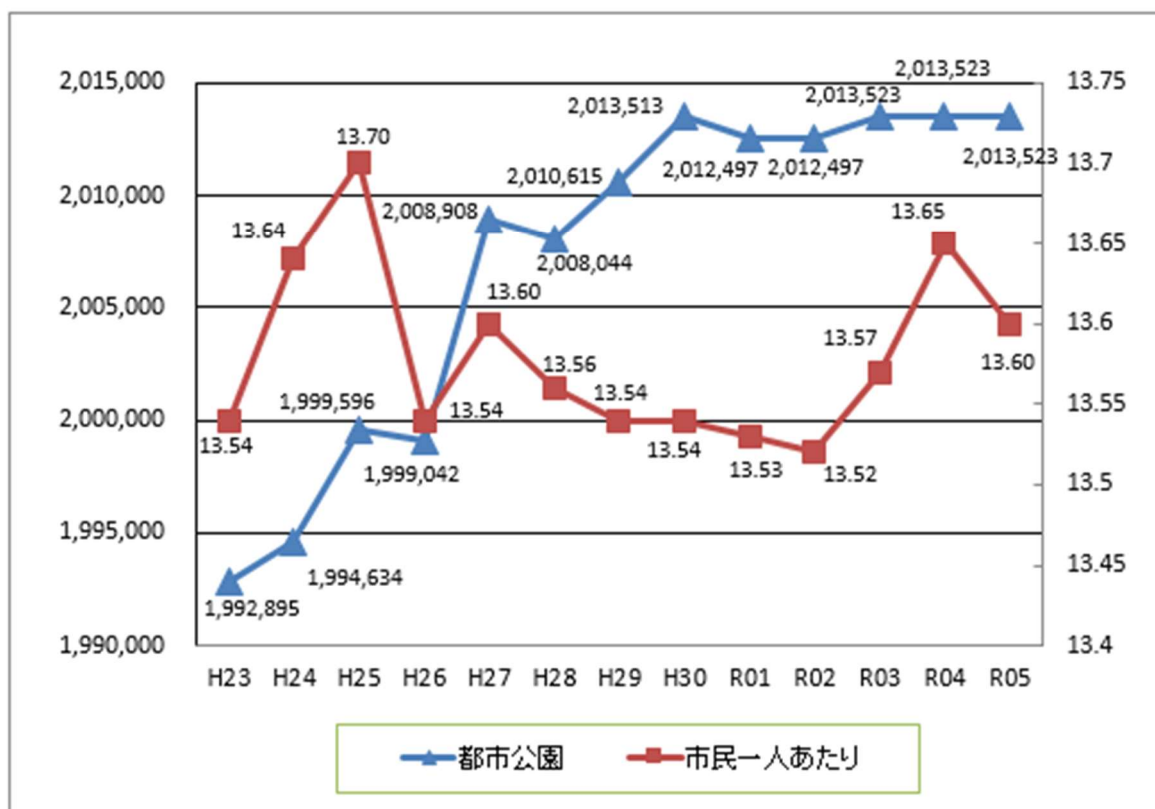
- ① みどり率（市内に占める樹林地、公園緑地、水面などで覆われた面積の割合）（公園緑地課）
市内のみどりの量の変化を把握することにより、着実な保全が進んでいるかどうか確認します。



（補足）

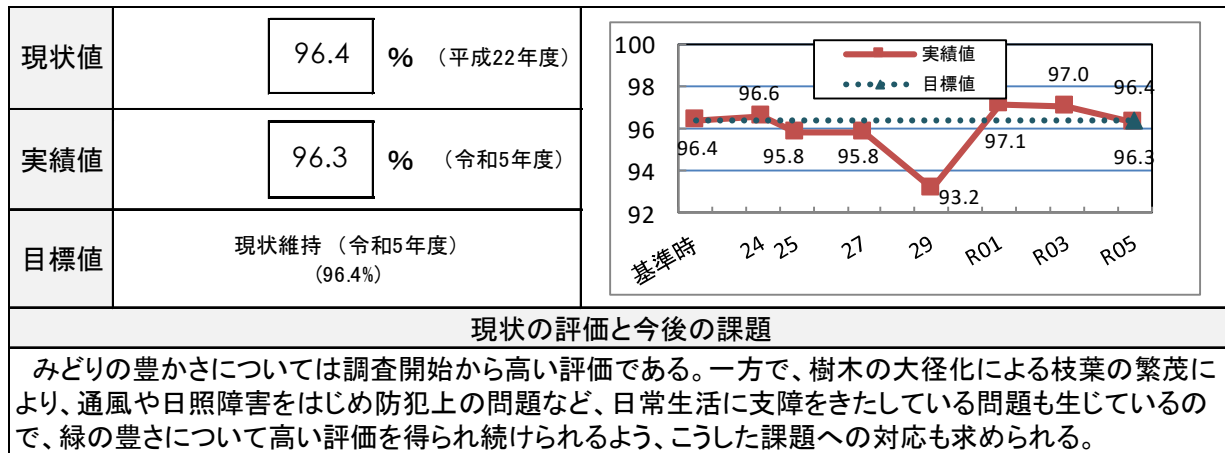
●都市公園面積と市民一人あたりの公園緑地面積の経年推移

増加傾向にあった公園面積が平成25年度に借地公園を1つ返還したことで減少したが、「みゆき川公園」、「和田緑地」、「宮之下公園」が供用されたことで平成26年度以降増加に転じた。平成30年度には、借地公園が1つ返還されたことにより、前年度に比べ、減少した。令和元年度には、人口の微増に伴い、一人あたりの面積が微減した。令和2年度は、区画整理事業に伴うせいせき公園の面積変更のため、全体の面積及び一人あたりの面積が増加した。令和3年度から令和4年度にかけて公園面積に変更はなかったが、人口の増加に伴い、一人当たりの面積は減少した。



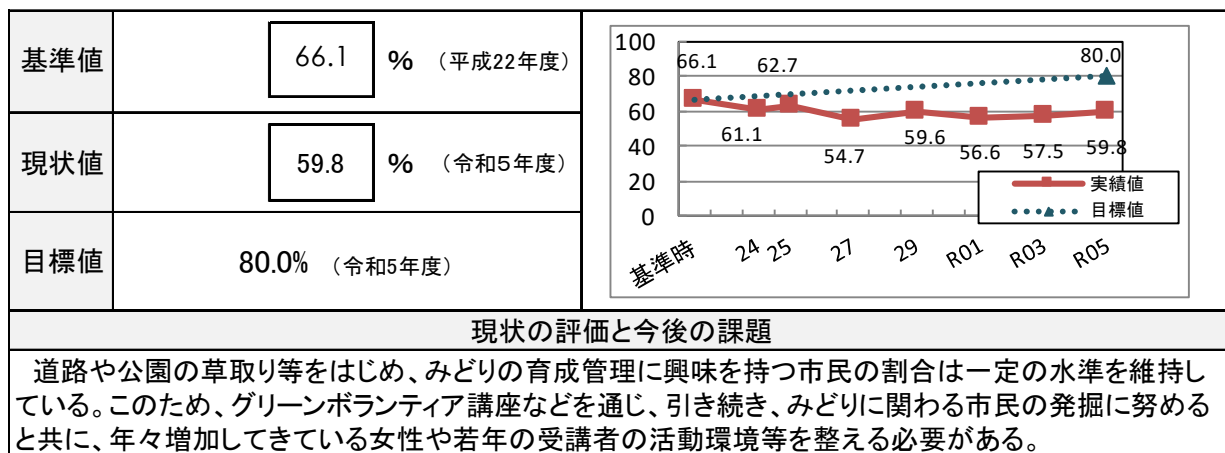
② みどりが豊かと感じる市民の割合（公園緑地課）

市民アンケートにより、実際のみどりの量に対し、みどりの豊かさを感じる割合を把握します。



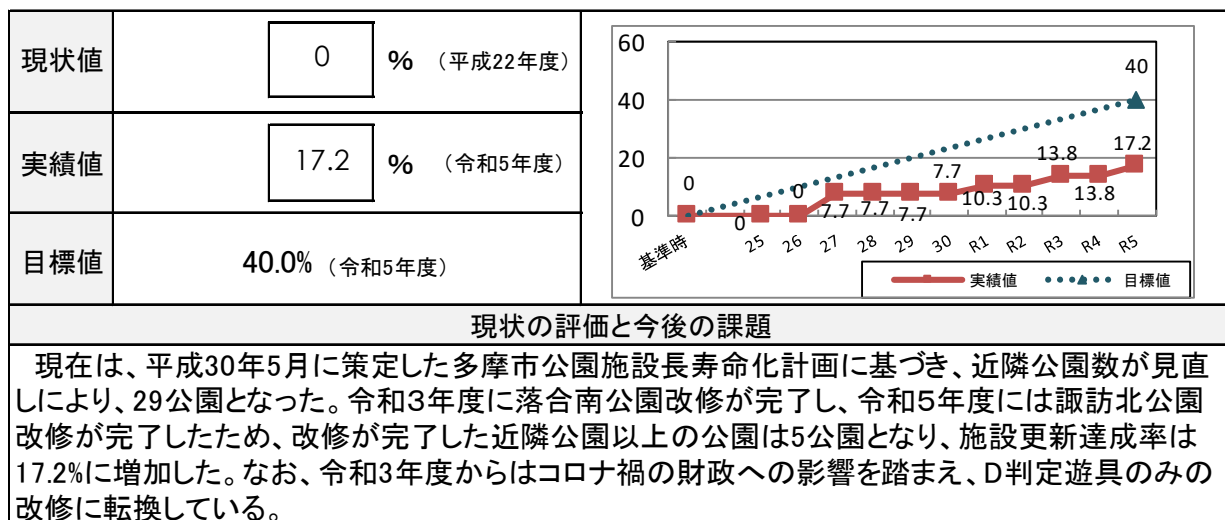
③ みどりの維持管理活動に参加したことがある市民の割合（公園緑地課）

市民アンケートにより、道路や公園の草取り等の清掃活動に、参加したことがある市民の割合を把握し、多様なみどりの育成管理に関わる施策の実施効果を確認します。



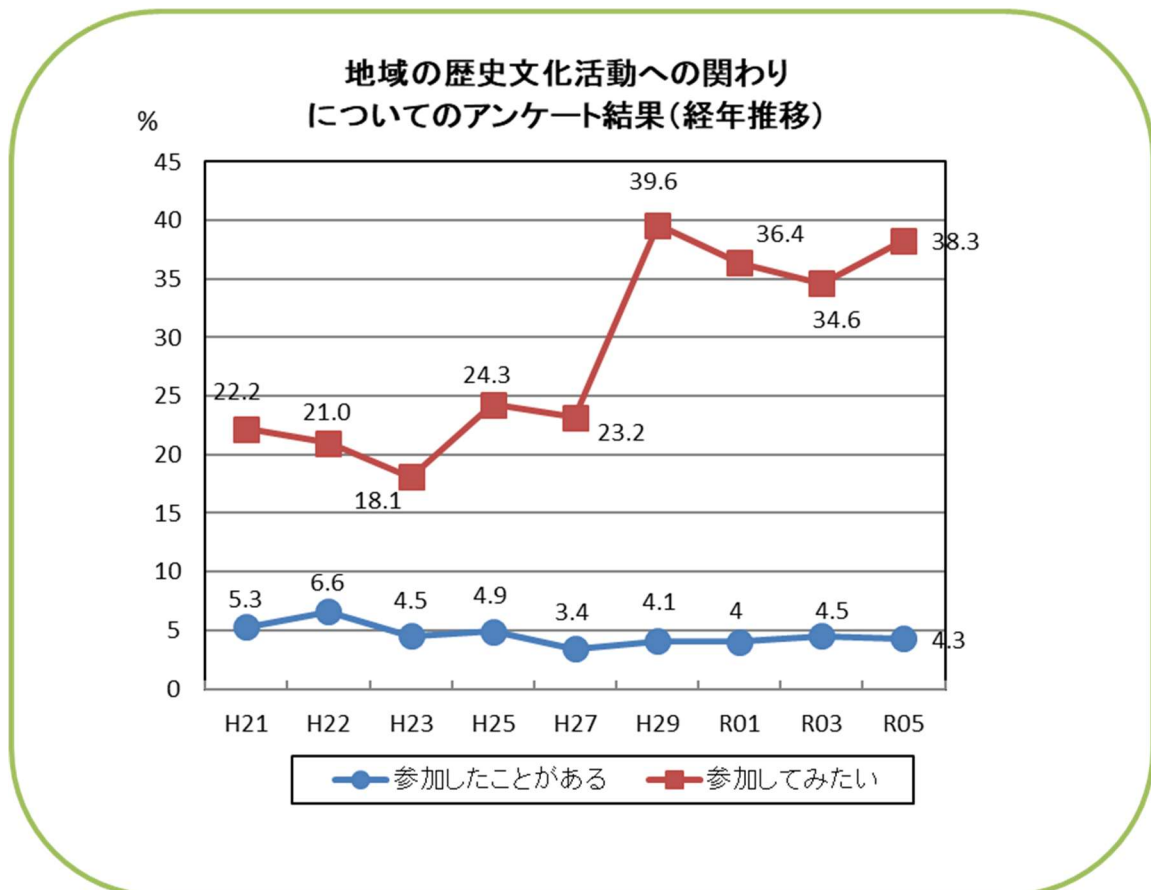
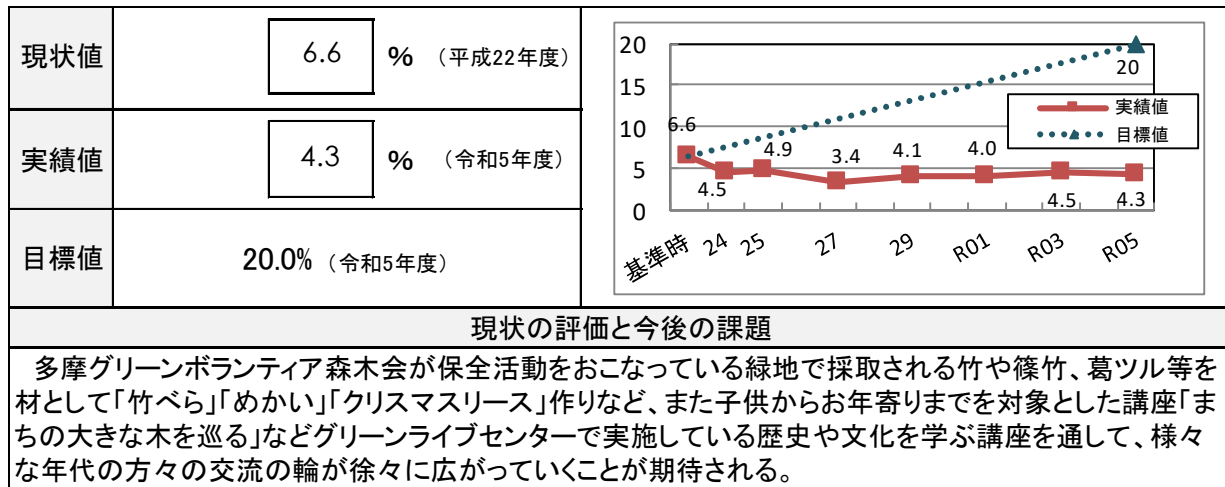
④ 更新が必要な公園緑地の施設更新達成率（公園緑地課）

老朽化や時代のニーズに合わないなど更新が必要な公園緑地について、着実な施設更新の実施度合いを把握します。



⑤ 地域の歴史文化活動に参加したことがある市民の割合（公園緑地課）

市民アンケートにより、歴史文化に関する地域活動への関わり具合を把握し、歴史文化資産の活用推進施策の実施効果を確認します。



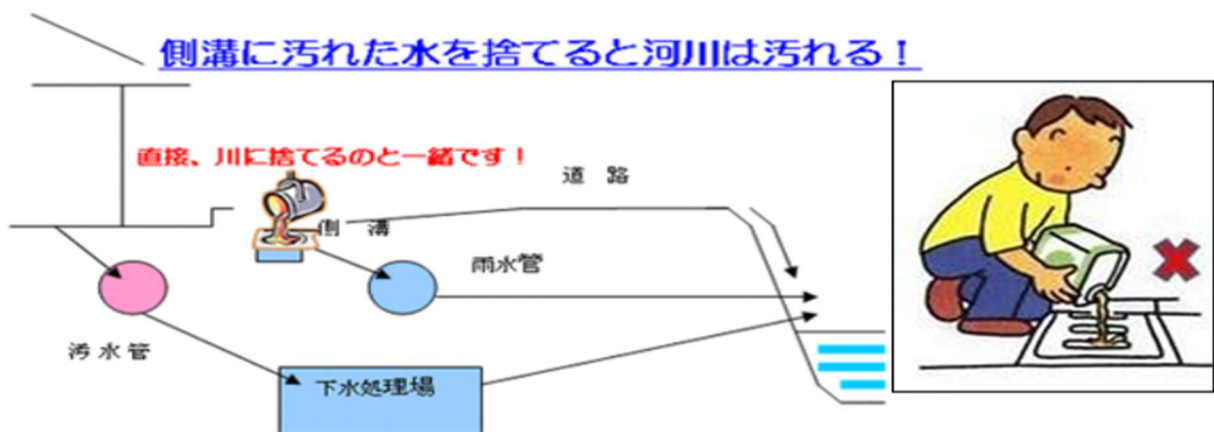
第 2 節 生活環境分野



施策 14：公害の発生防止と迅速な対応

取組み項目①		公害の発生防止																																														
(1) 東京都等の関係機関と連携を図り、関連法や条例等に基づいた規制・指導・監視により、工場や建設現場からの公害の発生防止を図る。 (環境政策課) (2) 水質事故や野外焼却等による公害の発生を未然に防止するための啓発活動を実施する。 (環境政策課)																																																
令和5年度の実施内容																																																
(1) 事業所（工場・指定作業場）や建設現場に向けた公害防止の注意喚起は、申請や届け時にチェックシートを使用して行った。また、定期的な市内巡回も行った。市民から騒音等の相談が寄せられた場合は、迅速に現場を確認し事実確認を行った上で法条例に基づく指導を行った。 (2) 野外焼却等については、注意喚起を市公式ホームページに記事を掲載して啓発を行った。 令和5年度の公害苦情の相談件数は令和4年度と比べて29件減少した。 ※ 水質事故の防止に関しては、施策05の「令和5年度の実施内容」の記載のとおり。 公害の苦情件数の推移 <table><tr><th></th><th>大気汚染</th><th>水質汚濁</th><th>騒音</th><th>振動</th><th>悪臭</th><th>合計</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>10</td><td>7</td><td>53</td><td>3</td><td>11</td><td>84</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>10</td><td>4</td><td>30</td><td>0</td><td>6</td><td>50</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>5</td><td>2</td><td>21</td><td>1</td><td>2</td><td>31</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>7</td><td>3</td><td>41</td><td>1</td><td>8</td><td>60</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>6</td><td>3</td><td>18</td><td>3</td><td>1</td><td>31</td></tr></table> ※騒音の内訳 令和4年度 事業所騒音5件、近隣騒音9件、建設騒音18件、夜間営業騒音1件、航空機騒音3件、拡声器3件、不明2件 令和5年度 近隣騒音4件、建設騒音7件、航空機騒音2件、営業騒音5件								大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	合計	令和元年度	10	7	53	3	11	84	令和2年度	10	4	30	0	6	50	令和3年度	5	2	21	1	2	31	令和4年度	7	3	41	1	8	60	令和5年度	6	3	18	3	1	31
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	合計																																										
令和元年度	10	7	53	3	11	84																																										
令和2年度	10	4	30	0	6	50																																										
令和3年度	5	2	21	1	2	31																																										
令和4年度	7	3	41	1	8	60																																										
令和5年度	6	3	18	3	1	31																																										
令和5年度の実施内容の評価																																																
↑取組みが前進した																																																
【理由】 • チェックシートを使用した指導で公害の発生を未然に防止することができ、生活環境の保全にも努めることができたため。 • 過去5年間の相談件数の変化も減少傾向で推移しており、指導や啓発といった取組の成果が数値に表れてきていると考えるため。																																																
今後の課題																																																
• 原因が特定できなかった水質事故は再発のおそれがある。事故発生時の原因特定率を向上させる必要がある。																																																

【水質事故の発生イメージ】



取組み項目②	公害への迅速な対応
(1) 公害等が発生した場合の市への緊急連絡体制等を整備するよう、事業者等を指導する。(環境政策課) (2) 環境回復に向けた必要な処置・対応を行う。(環境政策課)	
令和5年度の取組み内容 (1) 工事で湧水等の雨水管に排出を計画している事業者に対して、公共用水域入口で排水基準を満足させるための対策案や万一の事故発生時に備えた緊急連絡網などをとりまとめた排水計画書を工事開始前までに提出するよう指導した。 (2) 市民から公害苦情相談を受けた場合は、現場を確認した上で原因者に改善指導を行った。 水質事故の原因者を特定できた場合は、その者に対して側溝等を清掃させるなど原状復帰を指示するとともに再発防止を目的に事故報告書を提出させた。 廃棄物の処分を目的とした野外焼却に対する相談は、現場を確認した上で作業中止の指導を行い、あわせて法・条例の説明をして再発防止を徹底させた。 航空機騒音は主に米軍艦載機や陸上自衛隊立川飛行場を離着陸する一部のヘリコプターによるもの。市では具体的な措置や指導を行う権限がないため、直ちに関係機関へ改善の申し入れを行っている。 夜間休日の相談は、警視庁、東京消防庁と連携して迅速かつ適切な対応に努めている。	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 - 排水計画書を整えさせ事故を未然に防止したことで、生活環境の保全に努めることができたため。 - 市民からの公害苦情相談は、原因を特定し直接改善指導したことで、再発防止の徹底を図ることができたため。 - 夜間休日の対応は、市、警視庁、東京消防庁がともに連携する体制を確立したことに伴い、速やかに対処することができたため。	
今後の課題	
新型コロナウイルス感染症拡大による自粛が解除され、夜間休日の事象が徐々に増えてきている。関係機関（市・警視庁・東京消防庁）との連携だけでなく、市職員の体制や対応方法などを再検討していく必要がある。	

施策 15：生活環境の保全

取組み項目①	生活環境の保全のためのモニタリング（定期調査と情報提供）
	大気、水質及び流量、ならびに交通量等を把握するとともに、測定結果を公表する。（環境政策課）
令和5年度	取組み内容
	- 大気環境を把握するため、毎年、夏季（8月）と冬季（12月）に環境基準項目のうち二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の4項目について調査を行い、さらに、夏季は光化学オキシダント、冬季にダイオキシン類とベンゼンの調査もあわせて行った。 - 調査項目のうち、二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、ダイオキシン類、ベンゼンの調査結果については、すべて環境基準値を満たしていたが、光化学オキシダントについては、一ノ宮交差点1地点で調査期間中に環境基準値を超えた日があった。 - 河川環境を把握するため、夏季（6月）と冬季（11月）の各1日に乞田川の稲荷橋および行幸橋、大栗川の久保下橋、新大栗橋および合流点手前、多摩川の稲城市境の計6地点で調査を行った。生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）は環境基準を満たしていたが、水素イオン濃度（pH）、及び大腸菌数は環境基準を超過した地点があった。 - 自動車騒音の常時監視は、環境省で指定された市内の道路の騒音を5年間ですべて調査するもので、令和5年度は1路線（6地点）の調査を行い、幹線道路の道路端から50mの範囲の面的評価を行った。道路交通騒音については、令和元年度から令和5年度までの市全体の達成割合は99.1%であった。 - 交通量調査は、市内の主要交差点6地点において年1回行った。市内の交通量は、令和4年度の結果と比較すると主要交差点6地点のうち2地点で増加し、4地点で減少していた。 - これらの大気環境、河川の水質及び道路交通騒音、交通量の調査結果については市公式ホームページで公表した。
令和5年度	取組み内容の評価
	→これまでと変わらない
	【理由】
	計画どおり各種調査は実施できており、また、公表も速やかに行えているため。
今後	課題
	- 大気環境調査で唯一環境基準値を超過した光化学オキシダントは、全国的に環境基準値の達成率が低く課題となっている。現在、国による環境基準の見直し進められるとともに、研究機関において光化学オキシダント濃度上昇の要因について研究が行われている。今後も引き続き、事業所の化学物質の適正管理を指導するとともに、使用抑制に向けた東京都主催のセミナーや研修会等を紹介するなど啓発を市も推進していく必要がある。 - 大腸菌へと基準が変更となったが、「乞田川稲荷橋」で環境基準値超過している。今年度追加の調査を行ったところ乞田川上流端から唐木田方面の汚染度が高いことがわかった。来年度以降、上流に向けて追跡調査を継続していく必要がある。

●大気環境の課題

◆課題物質：光化学オキシダント

（市の調査結果）

令和4年は全地点で環境基準値を超えていましたが、令和5年度は1地点のみに減少し、大気環境が改善しました。

一方で、全国では依然として達成率が低いため、市外からの影響を受けやすい本市では今後も予断を許さない状況です。

（環境基準値超過の原因）

主な発生原因となる揮発性有機化合物を含む化学物質の環境中への排出量は、他市と比較して少ないことから、環境基準値を超過した原因は市外からの影響が大きいと考えています。

（都内の状況から見た市の状況）

東京都で実施した令和4年度の大気調査結果によると、一般環境大気測定局（全40局）で環境基準を達成した局は一つもなく、さらに、同年度の環境省が実施した全国調査結果の中でも達成率は一般局 1,143 局中1局という極めて低い割合となっています。

（今後の対応）

市では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、化学物質を一定量以上使用する事業所に対して化学物質の適正管理を推進していきます。また、小規模事業所も含めて、東京都が実施する排出抑制のためのセミナー・研修会への参加や光化学オキシダント低減の取組を積極的に行う事業所に与えられる clearsky 制度等への登録を促すことで、大気環境の改善が広域的に図られるよう推進していきます。

施策 16：放射線への対応

取組み項目①	放射線にかかる情報提供と迅速な対応
(1) 東京都等の関係機関と連携を図り、大気、水、土壌等の放射線量等を把握し、必要な情報提供を迅速に行う。 (2) 国等の定める基準を超えた放射線量が確認された場合、関係機関と連携して、除染等の必要な対応を図る。	
令和5年度の取組み内容	
(1) 福島第一・第二原子力発電所の事故による放射線の影響については、毎月、市内3地点で空間放射線量率の定点測定を行った。測定結果は、いずれも環境省が除染の対象として示す地表から1mの高さで毎時0.23μSvを下回り、安定して推移していた(令和6年1月から3月までは欠測。)。 その他に消費者庁から貸与された放射性物質の検査機器を活用し、学校給食の検査を12検体及び市民からの依頼による食品の検査を48検体行った。検査結果は、いずれも食品衛生法の基準値未満であった。結果はすべて市公式ホームページで測定及び検査の翌日までに公表した。 (2) 令和5年度に市が行った空間放射線量率の定点測定では、環境省が除染の対象として示す数値を超える値は確認されなかった。	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 市内3地点における空間放射線量率の定点測定の結果は安定して推移しており、平常時の基礎データを収集することができたため。また、学校給食及び市民からの依頼による食品検査の検査結果についても、いずれも食品衛生法の基準値未満で、これらを市公式ホームページで迅速に公表することで市民へ安心を提供することができたため。	
今後の課題	
- 放射線に対する市民の不安は、市に寄せられる相談件数を見るとほぼ収束傾向に見えるが、食品検査のまだ不安を感じている市民も少なくないため継続していく必要がある。 - 今後も、市民の不安への対応と原発事故の記憶を風化させないためにも基礎データを収集していくため、空間放射線量率の定点測定等を継続していく必要がある。	

施策 17：まち美化の推進

取組み項目①	まち美化の推進
(1) 「多摩市まちの環境美化条例」に基づきまちの美化の推進を図る。	(環境政策課)
(2) 市民団体等と連携し、まちの美化の推進を図る。	(環境政策課)
(3) 「多摩市まちの環境美化条例」施行後の条例の市民への周知状況を把握して、新たな施策展開を検討し取り組む。	(環境政策課)
令和5年度の取組み内容	
(1) 令和4年度に引き続き、まち美化啓発用路面シートを作成し、まち美化重点区域である市内4駅周辺で50枚貼り替えを行った。その他、磨耗が激しかった小田急永山駅改札前の大型路面シートの貼り替えを行った。 (2) 春と秋にまち美化キャンペーンを実施し、令和4年度に引き続き5年度も駅周辺だけでなく、乞田川沿い（多摩センターから永山まで）の清掃も実施した。 ・ 大栗川清掃活動の実施 ・ 「多摩市のまち美化活動」のパネル展示 ・ マイクロプラスチック啓発動画の制作 (3) まち美化推進協議会において、まち美化キャンペーンの方向性についてを議題とし、まち美化キャンペーンの現状把握と新たな企画の検討を始めた。	
令和5年度の取組み内容の評価	
↑ 取組みが前進した	
【理由】 市民団体と連携した大栗川の清掃活動や、まち美化重点区域の路面シートの貼り替え、ポイ捨ての多い場所への看板の設置、消費生活フォーラム&エコフェスタの中でまち美化活動のパネル展示などを行い、まちの環境美化を推進させることができたため。また、マイクロプラスチックの問題について、市民一人ひとりの意識啓発・具体的な行動につなげていくことを目的に啓発動画を新たに制作したため。	
今後の課題	
だれもが快適に過ごせる環境づくりは必要不可欠であり、吸い殻やごみのポイ捨てなど、まちの環境美化を損なう行為は、街のイメージダウンにもなる。そのため、今後もさらにまちの美化の推進のための啓発に尽力する必要がある。	

多摩市まちの環境美化条例概要

遵守事項	
市民(事業者を含む)	【公共の場所】 ・ 吸い殻、紙くず、空き缶その他のごみのポイ捨てを禁止します ・ 落書きを禁止します ・ ペットの糞の放置を禁止します。 ・ 自販機を設置する場合は、併せて回収容器を設置しなければなりません。 ・ 路上での歩行喫煙を禁止します 【まち美化重点区域】 公共の場所において吸い殻、紙くず、空き缶その他のごみを捨てる行為を特に禁止する必要があると認められる区域(市内4駅周辺)
土地所有者	空き地の土地所有者は、雑草の繁茂が放置されるなど、周辺住民の生活環境に被害が生じるような状態にしてはなりません

施策 18：路上駐車・放置自転車の防止

取組み項目①	路上駐車・放置自転車の防止
(1) 必要に応じて、自転車放置禁止区域を見直すとともに、公共駐輪場を適切に整備する。 (交通対策担当) (2) 市民団体等と連携し、違法駐車や放置自転車の防止を図るため、監視やキャンペーン等を実施する。 (交通対策担当)	
令和5年度の実施内容	
(1) 放置自転車等の撤去について、自転車放置禁止区域のうち自転車の撤去率が低い唐木田駅周辺を多摩センター駅周辺と統合することによって、撤去回数を減少させコストの削減を図った。また、放置自転車等が多い聖蹟桜ヶ丘駅周辺の撤去方法について、委託事業者と見直しを行ったことによって、放置自転車の撤去台数が 1.75 倍に増加し、同駅周辺の交通環境を改善した。駐輪場については、多摩センター駅西駐輪場の老朽化に伴い、外装等補修工事を行った。また、指定管理者の自主事業により、利用実態の低い2段ラック上段を撤去するとともに、多種多様な車両に合わせたレイアウトに変更した。 (2) 市内4駅において多摩中央警察署及び関係機関と連携して放置自転車クリーンキャンペーンを実施した。また、市内2駅で違法駐車及び放置自転車防止に向けた啓発活動を実施した。	
令和5年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
放置自転車等については、効率的に撤去業務を行ったため。	
駐輪場については、多摩センター駅西駐輪場の外装等補修工事が行われた際、利用可能スペースが制限される中、指定管理者が利用者の利便性及び安全性に配慮した誘導を実施することで、適切な運営を継続することができたため。	
今後の課題	
駅周辺の放置自転車台数が増加傾向であるため、撤去回数を見直しを実施していく必要がある。また、引き続き啓発活動を実施するほか、より利用しやすい駐輪場を目指して、運営の改善が課題となる。また、唐木田駅周辺では既存駐輪場以外に用地が無いことから、用地取得が課題となっている。	



施策 18「放置自転車クリーンキャンペーン」

施策 19：みどりと都市が調和した街なみの保持

取組み項目①	原風景の保全
多摩市の原風景や、歴史・文化を感じることのできる景観の保全のため、良好な景観ポイントの周知等を行う。（都市計画課、公園緑地課）	
令和5年度の取組み内容	
- 平成25年5月に多摩市都市計画マスタープランを改定し、「景観づくりの方針」として、多摩市の原風景や、歴史を感じることのできる景観を保全する旨を盛り込んでおり、その周知を図った。（都市計画課） - 日野市境の和田地区、原峰公園周辺地区及び一ノ宮の水田周辺地区を原風景を残す景観上も貴重な地区として捉えているが、令和5年度には具体的な取組みには至っていない。（公園緑地課）	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
- 平成25年5月の多摩市都市計画マスタープランの改定による「景観づくりの方針」の位置づけに基づき、取り組んでいるため。（都市計画課） - 多摩の原風景を残す貴重な場所として今後も保全されるよう、引き続き、土地の動向把握はじめ保全に関わる検討をおこなっていくこととしているが、具体的な取組みには至らなかったため。（公園緑地課）	
今後の課題	
- 令和6年度末に多摩市都市計画マスタープランの改定を予定しているため、景観の保全に取り組めるよう引き続き「景観づくりの方針」の位置づけを行う必要がある。（都市計画課） - 将来の保全に向けて、都市計画や農政部局とも連携し、引き続き、土地動向など情報収集に努める。また、公園は総量が十分多いなか、今後の保全のあり方については、全庁的な議論が必要である。（公園緑地課）	

取組み項目②	街なみに配慮した建物等の建設
(1) 公共施設等の建設に際して、街なみに調和するように努める。（都市計画課、施設保全課） (2) 開発事業やマンション、住宅等の建設に際して、関係法令や「多摩市街づくり条例」等に基づき、必要な助言・指導を行う。（都市計画課）	
令和5年度の取組み内容	
(1) 聖ヶ丘小学校改修工事にて景観法第16条5項に基づく届出を行い工事を実施した（2年目）。（施設保全課） (2) 街づくり条例による開発事業19件の協議を行った。（都市計画課）	
令和5年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	
(1) 街並みに調和した公共建築物が増えたため。（施設保全課） (2) 街づくり条例等に基づき、良好な開発事業になるよう指導・誘導を行ったため。（都市計画課）	
今後の課題	
改修工事においても街並みに調和するように努めていく必要がある。（施設保全課）	

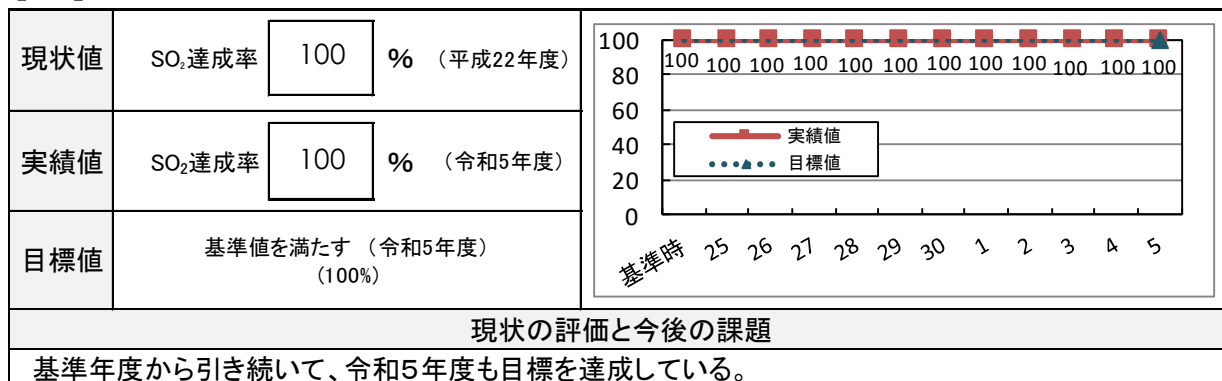
取組み項目③	街なみの保全や育成等に関する制度等の活用
	・ 地域主体の街なみの保全や育成に際して、地区計画等の適切な活用を支援する。 （都市計画課）
令和5年度の実施内容	街づくりに関する専門家の派遣や活動費の助成メニューの用意、随時の住民相談等を実施した。
令和5年度の実施内容の評価	
	<u>→これまでと変わらない</u>
【理由】	桜ヶ丘一丁目 53 番地地区地域街づくり協議会の活動の支援を引き続き行ったため。また、聖蹟桜ヶ丘西側地域について「聖蹟桜ヶ丘駅西側地域街づくり協議会」が設立されたため。
今後の課題	地区整備計画等の策定に向け、地権者間の合意形成について調整中である。合意に向けてどのような働きかけをしていくかが課題である。

生活環境分野における管理指標の状況

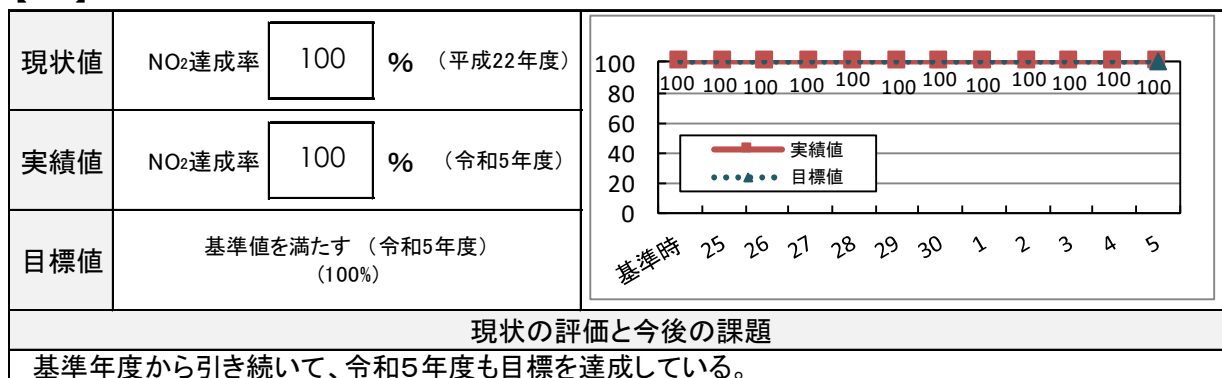
① 大気汚染にかかる環境基準適合率（環境政策課）※短期目標の適合率

大気汚染物質である SO₂（二酸化硫黄）、NO₂（二酸化窒素）、SPM（浮遊粒子状物質）、CO（一酸化炭素）、Ox（光化学オキシダント）の濃度を定期的に測定したうえで、市内の主な大気汚染の原因である Ox（光化学オキシダント）について、基準値を満たしているか把握します。

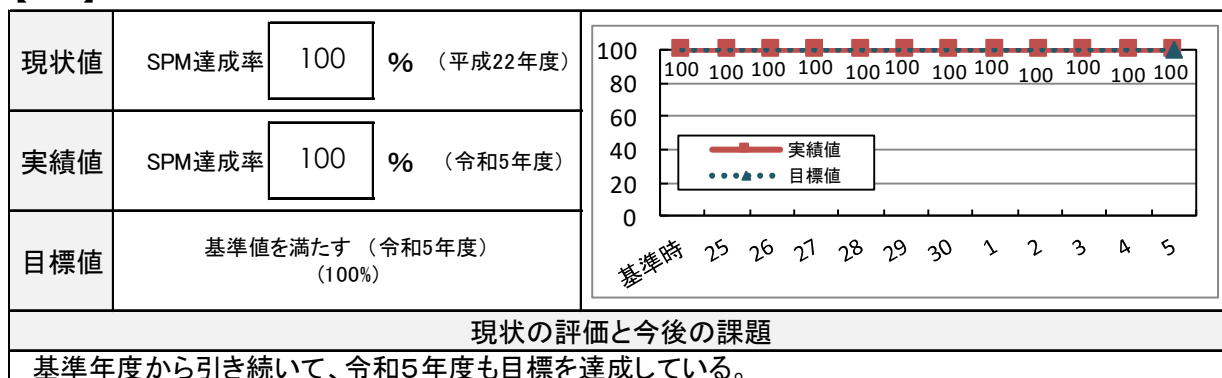
【SO₂】



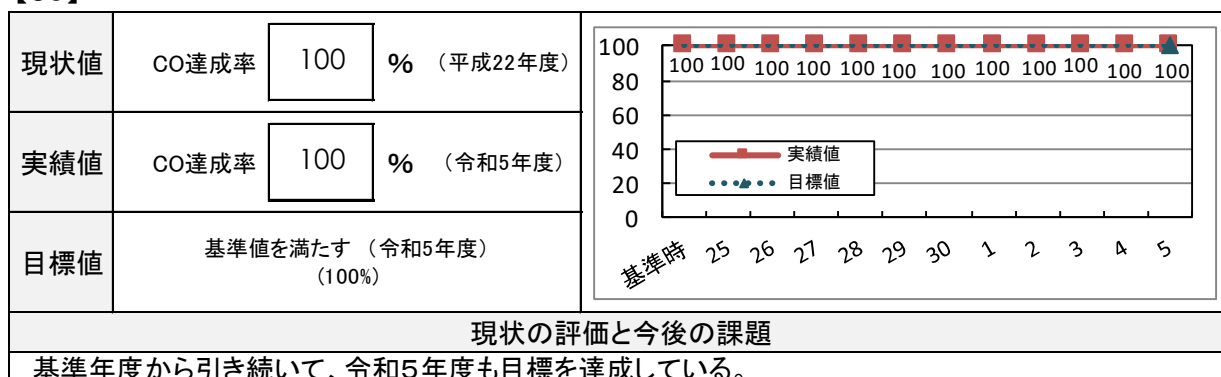
【NO₂】



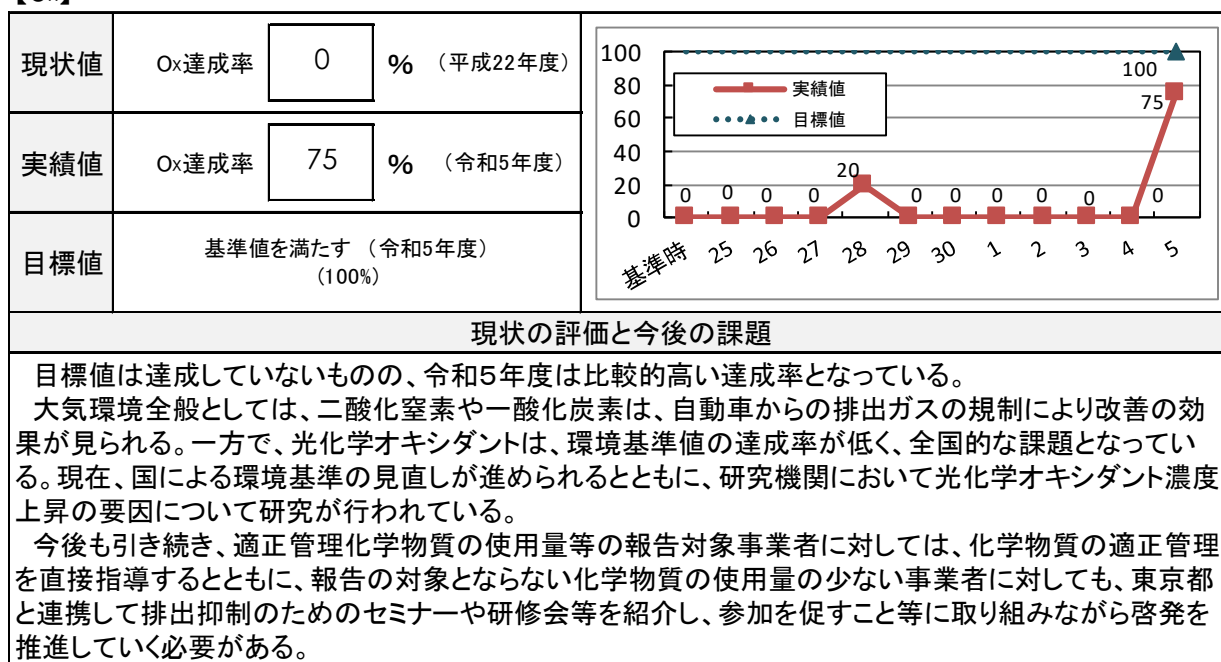
【SPM】



【CO】



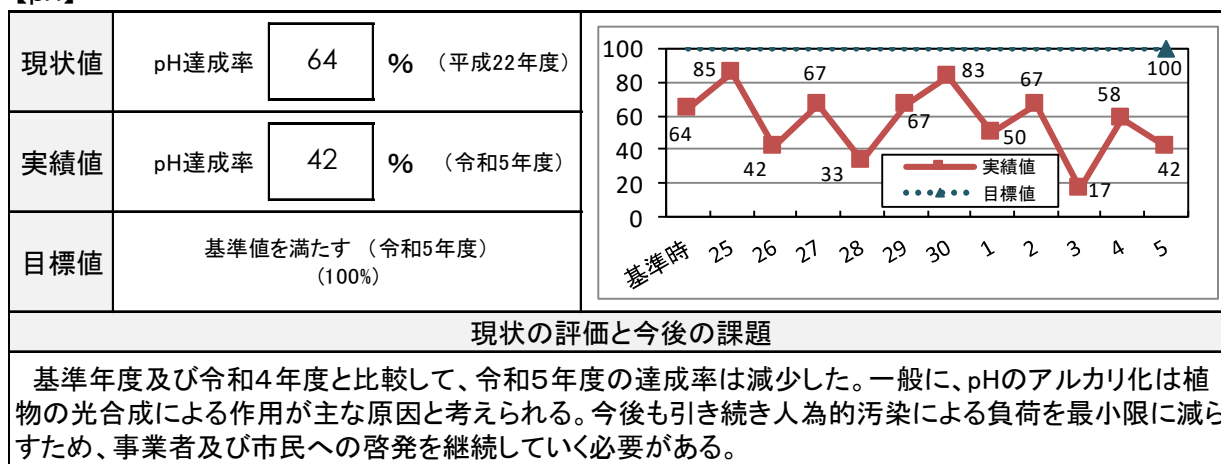
【Ox】



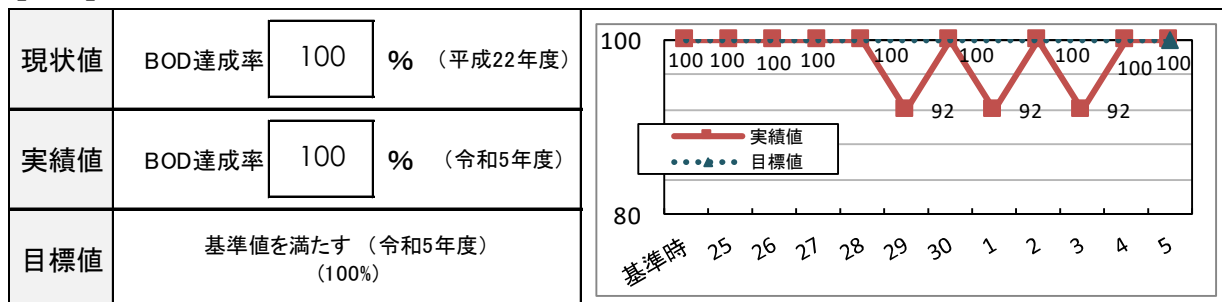
② 水質汚濁にかかる環境基準適合率（環境政策課）

主な水質汚濁の指標となる pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量）、大腸菌群数について定期的に測定を行い、基準値を満たしているか把握します。

【pH】



【BOD】

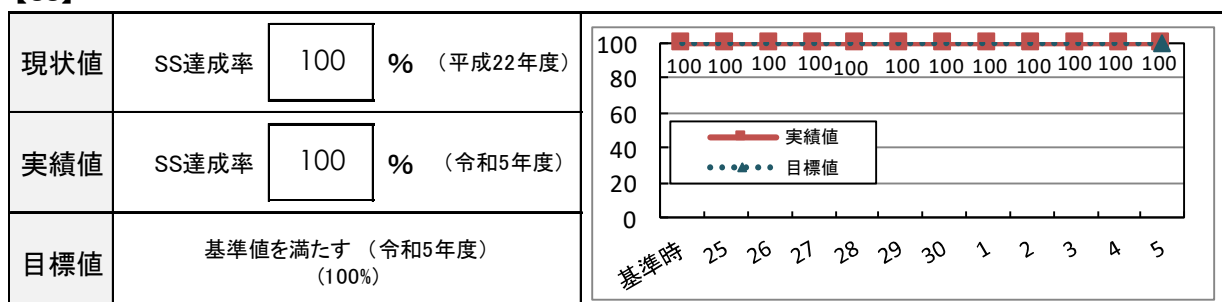


現状の評価と今後の課題

令和5年度は、令和4年度に引き続き達成率100%となった。平成29年度以降、達成率が低い年があるのは、平成29年4月に行われた環境基準の類型指定の見直しにより、基準値が厳しくなったことによるものであるが、市民の生活環境や生物多様性の保全をさらに推進していくためには、より高い目標を掲げて良好な水質を目指していく必要がある。

(参考:大栗川のBODの環境基準値 B類型 3mg/L以下 → A類型 2mg/L以下)

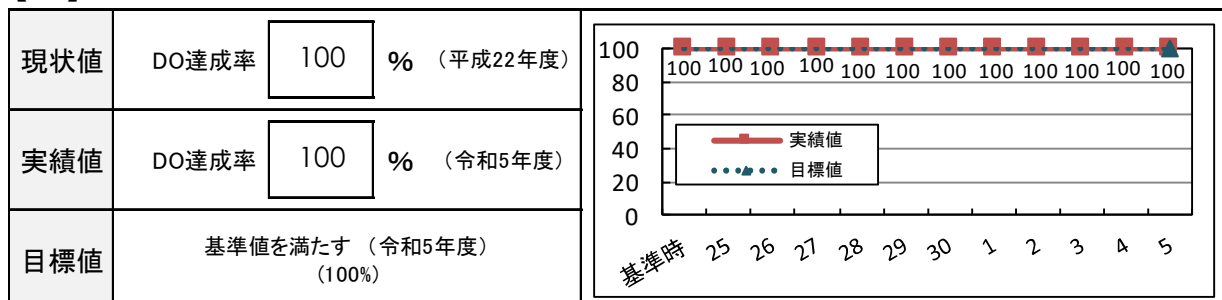
【SS】



現状の評価と今後の課題

基準年度から引き続いて、令和5年度も目標を達成している。

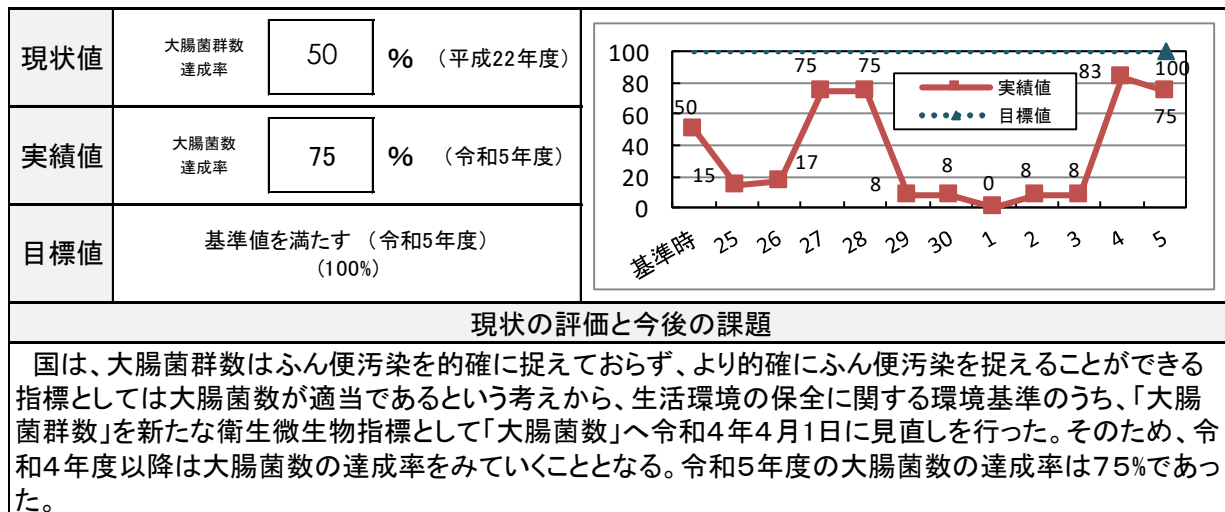
【DO】



現状の評価と今後の課題

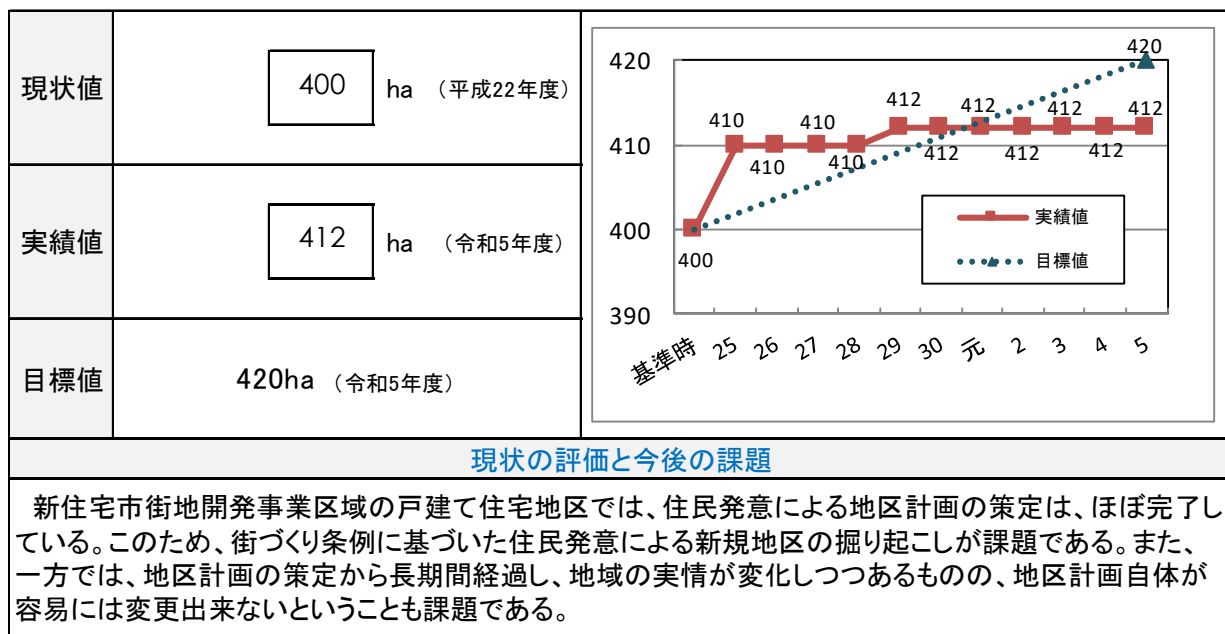
基準年度から引き続いて、令和5年度も目標を達成している。

【大腸菌群数(大腸菌数)】



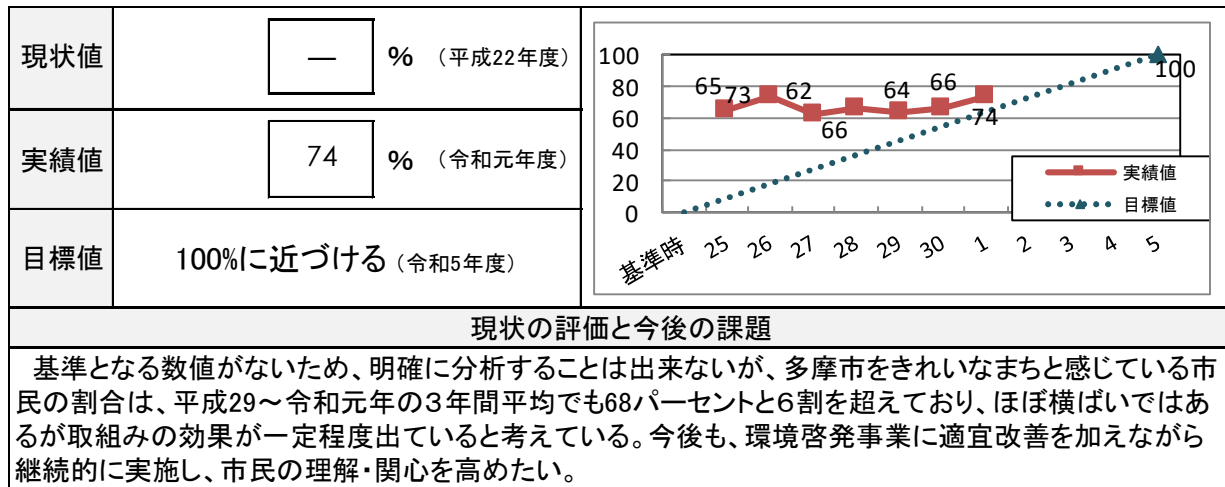
③ 地区計画の地区整備計画面積 (都市計画課)

地区整備計画とは、地区計画区域内において、良好な住環境を保全するなどの地区のまちづくりのルールとなる事項を定めたものです。地区の特性に応じた具体的なまちづくりのルールを策定している面積を増やすことをめざし、良好な街なみ形成につなげていきます。



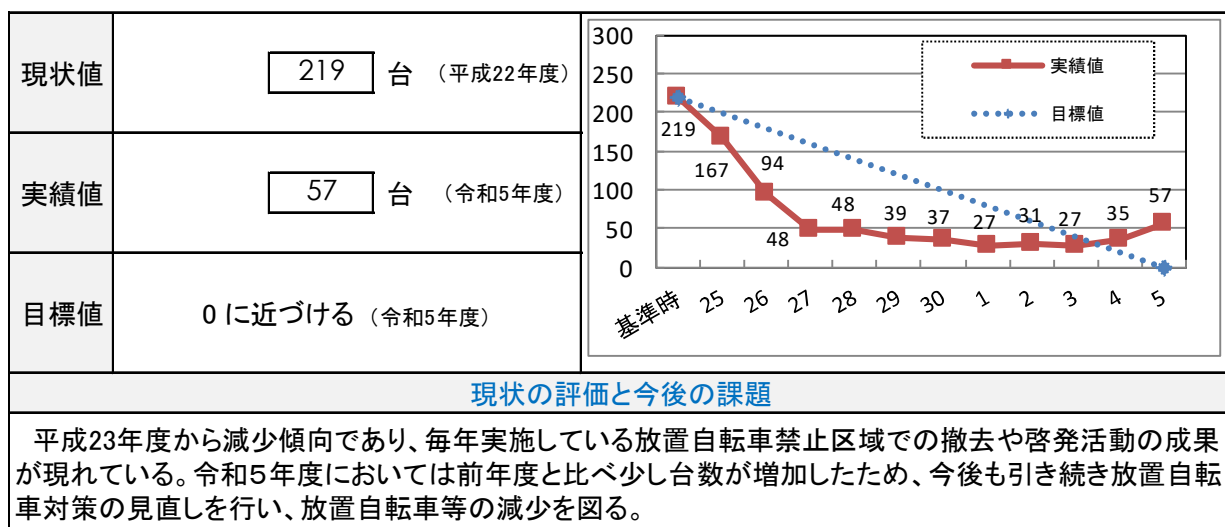
④ポイ捨てのないきれいなまちと感じる市民の割合（環境政策課）

まちの環境美化の取組みの理解や浸透の度合いを測るために、アンケート等により、ごみのポイ捨てのないきれいなまちと感じる市民の割合を把握します。



⑤ 放置自転車台数（交通対策担当）

市内4駅周辺の駐輪場を計画的に整備し、自転車放置禁止区域内の放置自転車をなくすことで、歩行者の安全とともにきれいで美しいまちをめざします。



第 3 節 地球環境分野



施策 20：ごみの発生抑制と減量の推進

取組み項目①	ごみの発生抑制と減量の推進
	「多摩市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの発生抑制と資源の有効利用、ごみの減量について、市民や事業者の行動につなげるために必要な普及啓発や支援を行う。（資源循環推進課）
令和5年度の実施内容	- ダンボールコンポストの使い方相談会（サロン）を開催し、家庭から出る生ごみを堆肥化する生ごみ自家処理の支援を行った。また、普及に特に効果があると考えられる花壇活動に取組む団体、または団体に所属する個人を対象に、ダンボールコンポストの体験募集を行った。なお、花壇活動に取組む団体・個人向けの体験募集では、1団体と6名の応募があった。 - 事業系ごみは、引続き東京都環境局資源循環推進部と連携した大規模事業所への立ち入り調査等を実施し、一般廃棄物と産業廃棄物の資源化の協力依頼と減量啓発を行った。
令和5年度の実施内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	- 相談会を通じて生ごみ減量に関心を持って取組む市民を増やすことができたため。 - 様々な取組により、一般廃棄物処理基本計画に掲げる「ごみ減量目標」を上回る 3.7%の削減となったため。
今後の課題	- 生ごみ処理機器等認知度を更に高める必要性があり、補助金制度の周知を図りつつ更なる取組拡大に向けて啓発活動を行う必要がある。特に、潜在的に生ごみ処理に関心がある市民へ、いかに啓発を行うかが重要となっている。 - 事業系ごみについては、引続き多摩清掃工場での搬入物検査と排出事業者への訪問指導などを実施し、適正排出と資源化の取組みを推進する必要がある。今後のごみ減量・資源化施策全体について、後期「多摩市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ減量・資源化に総合的に取組みを行う必要がある。

取組み項目②	エコショップ・スーパーエコショップの推進
	環境に配慮した事業活動に積極的に取組んでいる小売店舗をエコショップやスーパーエコショップとして認定するとともに、普及啓発を推進する。（資源循環推進課）
令和5年度の実施内容	令和5年度は店舗区分 A「スーパーマーケット」、店舗区分 B「コンビニエンスストア」の認定更新年度であり、その結果、新規申請店舗を含め、48 店舗の更新認定を行った。エコショップの中でも、特に評価の高い「スーパーエコショップ」は閉業により 23 店舗と 1 店舗減少した。また、令和6年度は店舗区分 C の認定更新年度であり、その調査に向け認定調査書の見直しを行った。
令和5年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	店舗区分 A、B の認定更新、店舗区分 C の認定調査書の更新を行ったが、認定店舗数は横ばいであるため。
今後の課題	制度の趣旨を広く理解してもらい各事業者が積極的に制度申請してもらえるように啓発を行うとともに、認定調査書の評価項目は今後も適宜改正を行うなど取組み自体について検討を行う必要がある。



エコショップ認定制度について

以下に示した認定基準で各店舗の取組項目を評価し、その評価点数の合計でエコショップのランク付け(「スーパーエコショップ」・「エコショップⅠ」・「エコショップⅡ」・「一般店舗」の4段階)を行い、積極的かつ先駆的にごみ減量活動に取り組んでいる店舗を公正に評価しています。また、ランクに対応するようにごみ有料指定袋の販売手数料率を段階的に設定(12%・10%・8%・6%)することで、インセンティブを付与し、さらなる事業者活動を喚起し一層のごみの減量化・資源化及び地球にやさしい資源循環型社会の構築を目指しています。
エコショップ認定店舗一覧については、市公式ホームページをご覧ください。

【認定基準】(スーパーマーケットの場合)

No	項目	評価 点数
1	レジ袋を提供していない、又はレジ袋を有料化しており、かつバイオマス配合率25%以上のレジ袋等を提供している	2
2	紙パックの回収	5
3	アルミつき紙パックの回収	5
4	マルチパックの回収	5
5	食品トレイ(白色または有色)の回収	5
6	廃プラスチック容器(プラ製トレイ、又は玉子パック等)の回収	5
7	缶(アルミ・スチール)の回収	4
8	ペットボトルの回収	4
9	商品のばら売り、計り売り又は裸売りのいずれかでの販売	4
10	リターナブルびん商品を販売し、回収もしている	4
11	有料指定袋のばら売り 可燃(5ℓ 10ℓ 20ℓ 40ℓ)	4
	有料指定袋のばら売り 不燃(5ℓ 10ℓ 20ℓ 40ℓ)	4
	有料指定袋のばら売り プラ(20ℓ)	4
12	詰替え商品の販売	3
13	環境配慮商品の販売	3
14	食品リサイクル(生ごみの堆肥化・飼料化・バイオガス化等)により、ごみの減量と資源化に努めている(廃油、魚のアラ等は2点のみ加点)	5
15	食品ロスの削減にとりくんでいる。	9
16	産業廃棄物(廃プラスチック類・その他不燃物等)の分別かつ古紙類(ダンボール、宣伝用チラシ、ポップ等)の分別を行っている	2
17	プラスチックの削減に努めている。	9
18	買物客に対して目のつきやすい場所での市の発行物(ごみ減量情報紙等)の掲示や置き場の設置	5
19	店舗独自の創意工夫でごみの減量と資源化に特に効果のあることを実施している	9

【エコショップのランク付けの一例(スーパーマーケット場合)】

	認定調査書の 評価点数の合計	多摩市ごみ有料指定袋 の販売手数料
スーパーエコショップ	81点以上	12%
エコショップⅠ	80点～66点	10%
エコショップⅡ	65点～51点	8%
一般店舗	50点以下	6%

※コンビニエンスストア、その他小売店では、評価点数に関する条件が異なります。

※販売手数料が大きい程、ごみ有料指定袋を販売した場合における店舗の利益が大きくなります。

施策 21：ごみの適正処理に向けた分別の徹底

取組み項目①	ごみの分別の徹底
(1) ごみや資源の分別基準表、パンフレット、カレンダー等により、わかりやすいごみ・資源の分別を進める。 (資源循環推進課) (2) 廃棄物減量等推進員や市民団体等と連携して、地域のごみ問題に関する情報の収集や、取組みの周知、啓発事業等を進める。 (資源循環推進課) (3) 分別されたごみの適正処理を進め、衛生的な環境づくりを進める。 (資源循環推進課)	
令和5年度の取組み内容	
ごみ減量情報紙「ACTA73号」や「ごみ・資源の収集カレンダー」を発行した他、公式 Youtube を活用した雑紙回収袋の紹介、公式 X や Instagram 広告を用いたペットボトルの分別ルール徹底化のアナウンスを継続的に行うなど、各種媒体により、各世代へ伝わる啓発を行った。また、廃棄物減量等推進員向けに各地域の情報共有会（ブロック会議）や清掃工場などの工場見学会を行った。	
令和5年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	
令和5年12月からのペットボトル分別ルール徹底化に伴い、各種媒体にて各世代に伝わる啓発・周知を行った結果、混乱なくルールの徹底化に移行することができたため。	
今後の課題	
家庭系ごみ、事業系ごみともに燃やせるごみの中に雑紙類などの資源物がまだ多く含まれているため、分別の周知徹底を行い、更にごみ減量を進める必要がある。	



ACTA73号（表紙）



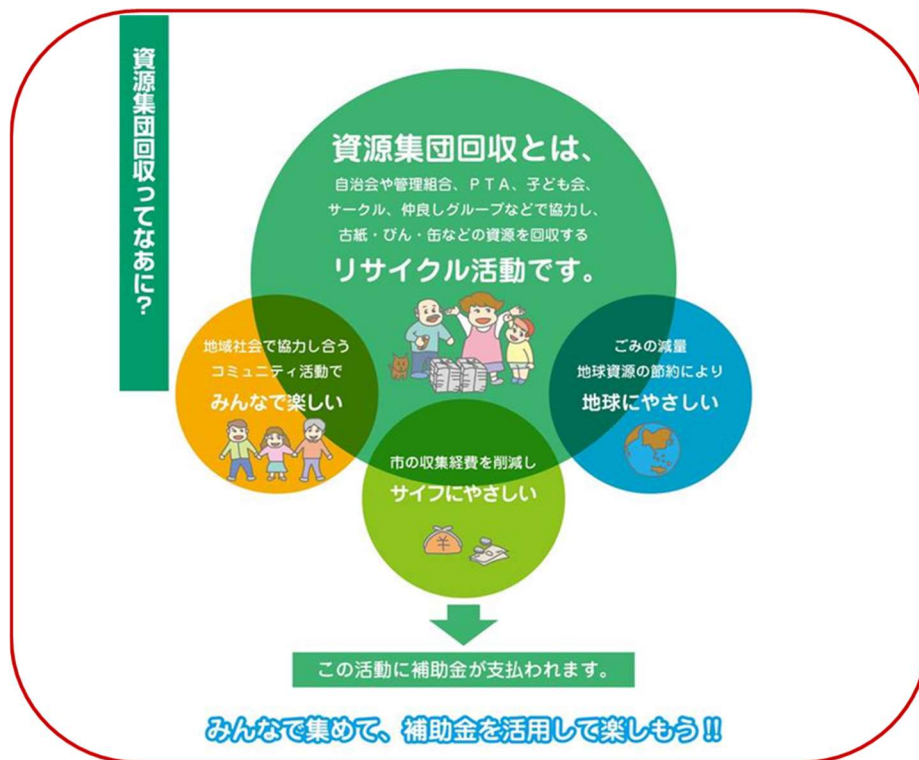
ごみ・資源の収集カレンダー

施策 22：資源の有効利用

取組み項目①	資源の有効利用
(1) 回収された資源を適切に中間処理し、有効利用を進める。(資源循環推進課) (2) 多摩ニュータウン環境組合と連携し、粗大ごみの再利用や、多摩清掃工場における資源回収、リサイクルセンターとの連携を図る。(資源循環推進課) (3) 「多摩市グリーン購入推進方針」の理念に基づき、環境に配慮した物品等の購入に努めるとともに、その推進を図る。(関係課)	
令和5年度の取組み内容	
(1) 多摩市内からの年間資源排出量は、約6,255t（内、小型家電・金属類は 136t）であり、令和4年度の6,512tから257t減少した。市民から排出された容器包装プラスチック等各種資源物は、エコプラザ多摩において中間処理を行い、有効活用を図る再資源化処理工場（リサイクラー）他へ搬出した〔6,112t〕。 (2) 多摩清掃工場内リサイクルセンターにて、粗大ごみとして排出された家具等を市民へ販売することにより、ごみの減量とリサイクル意識の向上を図った。令和5年度の家具類のリサイクル量は7.1tであった。また、多摩清掃工場にて収集した不燃ごみ・粗大ごみから金属等の有価物を選別し資源化を行った。 (3) 令和5年9月に「多摩市グリーン購入推進方針」及び「多摩市グリーン購入ガイドライン」の見直しを行った。主な変更点としては、環境ラベルの説明におけるSGEC 森林認証マークの追加と電球形LED ランプの追加を行った。用紙、文房具、事務用品におけるグリーン購入対象品目の内、グリーン購入できたものの割合であるグリーン購入達成率は95.7%だった。	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 (1) 令和4年度の小型家電・金属のリサイクル量と比較すると、▲0.6%減少したため。 (2) 令和4年度の家具類のリサイクル量と比較すると、ほぼ横ばいの状況であったため。 (3) グリーン購入達成率は令和4年度の95.8%からほぼ横ばいの95.7%であり、平成26年度以降95%を超える高い割合を占めているため。	
今後の課題	
(1) 引き続き、多摩ニュータウン環境組合、リサイクルセンターと連携し、資源の有効利用を推進する必要がある。 (2) 地球温暖化対策は喫緊の課題であり、今後もプラスチック利用方針等の社会経済情勢、国や東京都の動向を踏まえ、市でも温暖化対策に資する計画や方針を策定・更新していく予定である。そのため、毎年度、最新の計画・方針等に沿った対象品目等の更新を随時行っていくことが必要である。	

取組み項目②	焼却灰の再利用
・ ごみの焼却灰をエコセメントとして再利用し、ごみの埋立量を減らす。(資源循環推進課)	
令和5年度の取組み内容	
東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設において、焼却灰をエコセメント化し、コンクリートやコンクリート製二次製品として再利用した。令和5年度の多摩市からのごみ焼却灰の搬出量は2,523tであり、平成27年度以降最終処分量（埋立量）は0tを継続している。	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 令和4年度と同様に、ごみの焼却灰をエコセメントとして再利用したため。	
今後の課題	
今後ごみの焼却灰をエコセメント化し、ごみ埋め立て量ゼロを維持するため、老朽化に伴うエコセメント化施設の更新工事について、組織団体として東京たま広域資源循環組合と協力を行う必要がある。	

取組み項目③	リサイクル活動の支援
	資源集団回収等、地域でのリサイクル活動を支援する。（資源循環推進課）
令和5年度取組み内容	- 回収量は 2,835,249kg となり、前年比で 138,220kg 減少した。例年、新聞購読世帯の減少により新聞の回収量が大きく減少しているが、これは全国的な傾向である。コロナウイルスの感染拡大により、回収が止まっていた古布類についても、多くの団体で回収が再開したが、コロナ禍前の水準には至っていない。 - 登録団体数については、5 団体が少子高齢化等に伴い登録解除となり、新規で6 団体が登録となったため、全体で1 団体の増加となった。
令和5年度取組み内容の評価	
	→これまでと変わらない
【理由】	登録団体がほぼ横ばいのため。
今後の課題	
	引き続き、資源集団回収事業を推進するため啓発を行い、総ごみ量の削減と資源化率の向上につなげる。新築マンション管理組合等に取り組みを始めてもらえるよう時期を捉えた働きかけが必要である。



施策 23 : 生ごみのリサイクルの推進

取組み項目①	生ごみ堆肥化の促進
生ごみの自家処理施策として生ごみの堆肥化の取組みに対し、適切な支援を行う。 （資源循環推進課）	
令和5年度の取組み内容	
例年に引き続き非電動式生ごみ処理機器の補助金、ダンボールコンポストの使い方相談会（サロン）を実施し、生ごみ堆肥化の取組みへ支援を行った。また、より多くの市民へ生ごみ処理に取り組んでもらうきっかけとして、「生ごみ入れません！袋」の配布を補助金交付者へ配布した。 結果は、継続的な使い方相談会（サロン）の効果により、令和5年度の申請基（個）数は 209 基、補助金額 185,600 円となった。令和4年度では申請基（個）数 146 基、補助金額 175,000 円であったため、利用者が増加した。	
令和5年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】 自己処理による生ごみ減量・減容に効果を発揮していると考えられるため。また、定期的を開催しているサロン（相談会）には初めて使用する人だけではなく、使用を始めた方からの相談も多くあり、継続して生ごみのリサイクルに取り組む支援となったため。	
今後の課題	
生ごみ処理機器等の補助制度を活用した取組みの拡大と、継続的に取り組むことのできる仕組みづくり、またそれを広めるための広報が必要である。	

施策 24：省エネルギーの推進

取組み項目①	省エネルギーの実践
	(1)「多摩市地球温暖化対策実行計画」の中間見直しを踏まえた公共施設における省エネルギーを推進し、温室効果ガスの削減に努める。(環境政策課) (2)家庭でできる省エネルギーの紹介や相談など、市民への情報提供や普及啓発を行う。(環境政策課) (3)地球温暖化対策や省エネルギー対策に関する関係法令・制度の情報提供に努める。(環境政策課)
令和5年度の取組み内容	
	(1)「第二次多摩市地球温暖化対策実行計画【公共施設編】」(以下「実行計画」という。)に基づき、日常的に実践する基礎的取組みとして公共施設の室内温度を夏季は 28℃、冬季は 19℃目安となるよう空調機器の適正な使用等を推進した。また、令和6年3月に実行計画を改定し、新たな目標を設定した。その他、省エネエアコン及び冷蔵庫買換促進補助金を実施した(エアコン 173 件、冷蔵庫 240 件計 413 件)なお、事業周知については、たま広報やホームページ、公共施設へのポスター配布、自治会管理組合へのちらし配布など幅広く行った。 市の事務事業に伴うエネルギー使用量について、令和5年度は実行計画の基準年度(22 年度)と比較して、電気は 26%減少したものの、都市ガスについては 10%増加となった。また、令和4年度と比較して電気、都市ガスともに、それぞれ2%、15%増加した。令和5年度は、気候変動による冷暖房設備の使用量の増加や清掃工場の受変電設備の火災などによって使用量が前年に比べて微増している。 (2)夏の省エネルギー対策の取組みとして、主に家庭での電気使用量を削減するため、以下の事業により、市民への普及啓発を実施した。 多摩市版クールシェア[協賛店舗] 店舗 97 [参加者数] 18,983 人以上 家庭でのエアコン等の使用を減らし、みんなで一つの場所に集まることで省エネルギーを実践するとともに、家からまちに出掛けて楽しく過ごそうという行動がクールシェアで、地球温暖化を防止するために、低炭素なライフスタイルへ転換する取組みの一つである。このクールシェアの多摩市版として、令和5年7月22日～8月31日で、市内事業者のみなさんからの賛同と参加市民への来店特典の提供をいただき、家庭や地域で無理なく楽しみながらお得にできる省エネを推進した。 (3)市の地球温暖化対策及び省エネルギーに関する取組みなどを、たま広報・市公式ホームページへの掲載により情報提供を行ったほか、国や東京都の取組みについても市公式ホームページに掲載し市民への周知に努めた。また、図書館本館にて2ヵ月に渡って企画展示を行い、気候危機の共有に努めた。
令和5年度の取組み内容の評価	
↑ 取組みが前進した	
	【理由】 (1)エネルギー使用等に伴い発生した令和5年度の温室効果ガス排出量は約 9,105t-CO₂ で、実行計画の目標値である約 11,080t-CO₂ に対して約 1,975t-CO₂ 減少し、引き続き目標を達成したため。 省エネエアコン及び冷蔵庫買換促進補助金については、好評につき、申請受付期間終了より早く予算に達したため。 (2)多摩市版クールシェアの参加者数は前年度より増加したため。 (3)「地球沸騰化—私たちの行動で変わる未来—」というテーマで実施した中央図書館での企画展示についても、市民の興味を引くことができたため。
今後の課題	
	(1)令和6年3月に令和 15 年までの目標を定めた「第三次多摩市地球温暖化対策実行計画」を策定し、2030 年までのカーボンハーフ及び 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて、より加速した取組みを実施していく必要がある。また、公共施設の省エネルギーについては電力需給ひっ迫の観点からも継続して行うことが必須であるため、職員啓発についても継続して行っていく必要がある。

- (2)「地球沸騰化の時代」と表現されるように、夏場の暑さが災害級のものとなっており、熱中症対策の観点も鑑みた事業展開を検討する必要があるため、事業を一旦休止し、暑さ対策と省エネルギーの効果的な対応策を考えていく必要がある。
- (3) 国や東京都等で行う取組みを含めると、情報量や啓発物はかなり多くなる傾向にある。配布した啓発物の反響や効果等を踏まえながら、ホームページやたま広報など様々な媒体を使用し市民の方への周知を行っていく必要がある。

多摩市版クールシェア



多摩市
クールシェア2023
パスポート

実施期間
7/22(土)
8/31(木)

Cool Share

夏の暑さ対策として、電気使用量の半分はエアコンの使用によるものです。しかし、暑い夏場はエアコンをはじめとした冷房器具の使用は避けられません。そこで、多摩市では夏の省エネの一つとして「みんなで一つの場所に集まって『涼をシェア。する』」ことで電気使用量の削減を推進しています。この夏も、電力ひっ迫が懸念されています。省エネ・節電に取り組みましょう。多摩市版クールシェア2023では、市内事業者様から賛同と来店特典を提供いただき、市民の皆さんがお得に楽しく省エネ活動をしていただける取り組みとなっております。

特典を受け取るには

本パスポートを利用する場合	電子版を利用する場合
本パスポートまたは最終ページの右下カードサイズの「クールシェア 2023 パスポート」を切り取って、来店時にお店のスタッフに提示してください。	①右記の二次元コードを読み取り ②来店時に「クールシェアパスポート」の画面をお店のスタッフに提示してください。

下記ショッピングセンターにてエコグッズを配布しています。
各ショッピングセンターにてお買い物をし、環境に配慮したイベントに参加した方にもれなく配布中です。

グリナード永山 **聖蹟桜ヶ丘オーパ**

詳しくは **多摩市 クールシェア**

この印刷物は、多摩市グリーン購入ガイドラインに基づき、環境に与える負荷ができるだけ小さい紙を使用しています。

多摩市環境政策課 TEL.042-338-6831

取組み項目②	省エネルギー型の設備や機器の導入
公共施設の空調や照明等に、省エネルギー効果の高い設備や機器の導入を推進する。 (施設保全課、道路交通課、総務契約課)	
令和5年度の取組み内容	
- 公共施設の工事において照明設備のLED 器具の導入を行った。 聖ヶ丘小学校改修に伴う電気設備工事（2年目） - 公共施設の工事において高効率タイプの空調機器の導入を行った。 - 西会議室空調設備改修工事 - 貝取学童クラブ空気調和設備改修工事 - 第一小学童クラブ第三空調設備改修工事 - 諏訪複合教育施設 GHP 改修工事 - 諏訪中学校普通教室空調機設置工事 - 和田中学校普通教室空調機設置工事（施設保全課） - 平成 29 年度から街路灯の LED 化を図り、省エネルギー化を推進するため、街路灯の改修に係る設計、施工、維持保全に要する費用の額以上の削減を保証した事業者に、当該設計等を包括委託する ESCO 事業を導入した。令和5年度はナトリウム灯 132 基について LED 化工事を行った。（道路交通課） - 本庁舎においては、廊下等の照明を間引き点灯で運用した。昼休みの必要ない執務室の照明を消灯させ、また空調設備（個別空調機）の稼働時間の短縮及び季節ごとの設定温度の見直し、電力ひっ迫時にはエレベーターを一台稼働停止とした。（総務契約課）	
令和5年度の取組み内容の評価	
↑ 取組みが前進した	
【理由】 - 省エネルギー効果の高い設備の導入が進んだため。（施設保全課） - 令和5年度に行った LED 化工事により、LED 化率 97%となったため。（道路交通課） - 取組み内容を行うことにより、節電及びガスの節約に貢献をしたため。（総務契約課）	
今後の課題	
- 脱炭素を実現するために積極的に進めていく必要がある。（施設保全課） - 街路灯柱等に係る更新を今後どのように行っていくか課題がある。（道路交通課） - 本庁舎建替え計画を踏まえながら第二庁舎・第三庁舎・東庁舎・各会議室棟の老朽化に伴う空調機等の更新に合わせた省エネルギー効果の高い設備・機器の導入を検討する必要がある。（総務契約課）	

取組み項目③ みどりによる省エネルギー活動の推進	
・ 公共施設での緑化や、グリーンカーテンづくりを推進する。	(環境政策課)
令和5年度取組み内容	
・ 教育委員会と協働で行う「グリーンカーテン事業」として、市内の小中学校にゴーヤの種を配付してグリーンカーテンを行うとともに、育てたゴーヤの苗をグリーンカーテンの育成・設置を希望する公共施設へ配布し、公共施設におけるグリーンカーテンづくりの推進を図った。 [種配布数] 5,315 粒 (小中学校・公共施設合計) [小中学校・環境政策課から公共施設への苗配布数] 423 本 ・ 平成 28 年度から実施している環境出前授業 (農業委員を講師として招いてグリーンカーテン作り等を教えていただく) について、令和5年度は多摩第一小学校で実施した。また、実施校以外にも、種と共にグリーンカーテン作りのマニュアルや、新聞紙で作る苗ポットの作り方を配布した。	
令和5年度取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 農業委員の方を中心に地球温暖化対策や堆肥づくりの講義、種まき、苗植え、堆肥づくりの授業を班ごとに実施したため。また、コミュニティセンターや学童など、数多くの公共施設でもグリーンカーテンの栽培が継続実施されているため。	
今後の課題	
農業委員を迎えてのグリーンカーテンの出前授業については、希望校が一巡していることもあり令和5年度をもって一旦終了する。一方で、グリーンカーテンによる省エネ効果や地球温暖化対策啓発の為に、今後も学校を含めた公共施設におけるグリーンカーテン事業について、タネやマニュアルの配布など継続して実施していく必要がある。	

多摩第一小学校での授業の様子

令和5年度は、多摩第一小学校では種まき、苗植え、堆肥づくりを行いました。農業委員会の方を講師にお迎えをして、グリーンカーテン作りを行いました。



苗植え



堆肥切り返し作業



グリーンカーテン

取組み項目④ 水素エネルギー利活用の推進	
水素社会実現に向け、燃料電池コージェネレーションシステムや燃料電池自動車などの普及啓発を推進する。（環境政策課）	
令和5年度の取組み内容	
令和3年1月に購入した燃料電池自動車について、令和5年度中も議長車として活用した。 資源循環推進課で東京都及び学校法人早稲田大学と連携し市内で燃料電池ごみ収集車が試験運用された。 燃料電池ごみ収集車については、多摩清掃工場で開催された、「第14回たまかんフェスタ」で展示されたほか、燃料電池ごみ収集車の静音性等を体感してもらうため、ダミーのごみ袋を使用したごみ投入体験も行われた	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
試験運用や体験を実施できたため。	
今後の課題	
燃料電池ごみ収集車の導入で、燃料電池自動車や燃料電池バスと共に少しずつ水素エネルギーが生活に浸透してきている。しかし、まだ身近な存在とはいえないため、外部給電器を用いた非常用電源としての役割を含めた水素エネルギー利用の周知啓発を引き続き行っていく必要がある。	

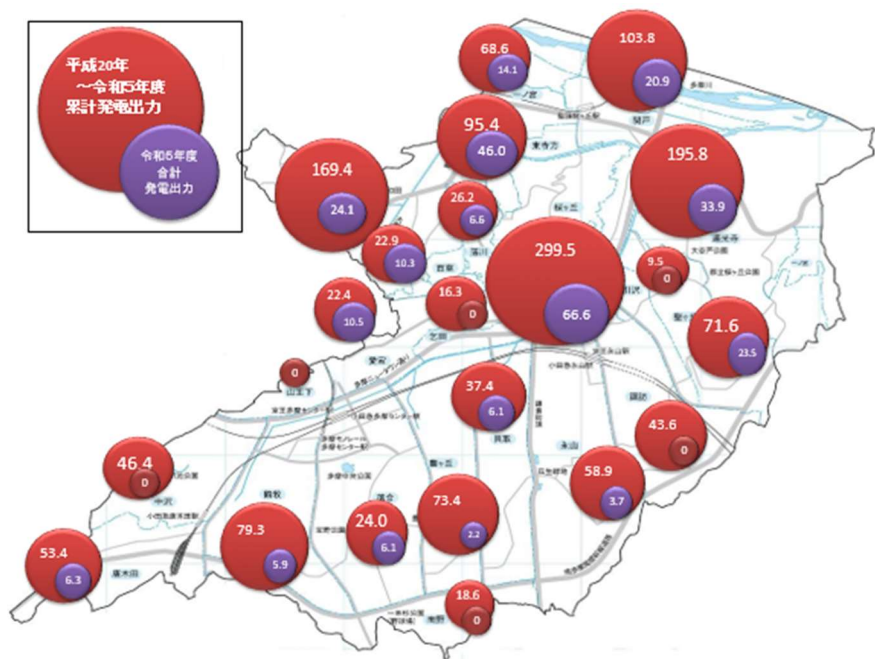


施策 24④「市制 50 周年イベントでの燃料電池自動車の展示」

施策 25：再生可能エネルギーの推進

取組み項目①	再生可能エネルギーの導入促進
(1) 公共施設の改修に併せて、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努める。(施設保全課)	
(2) 太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの情報提供や普及啓発活動を行う。(環境政策課)	
令和5年度の取組み内容	
(1) 新規に導入した施設はなし。(施設保全課)	
(2) 家庭向けの脱炭素化への取組みとして、住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金を行った。令和5年度太陽光発電システムの申請件数は、令和4年度の23件から58件と大幅に増加した。 事業周知については、たま広報やホームページ、ミニバスや公共施設へのポスター配布、自治会管理組合へのちらし配布など幅広く行った。(環境政策課)	
令和5年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】 ・ 下図のとおり、補助金を交付した市内の家庭の発電量は、平成20年度からの累計で361件・1,536.5kWとなり、メガソーラー級となってきている。昨年度に比べて創エネルギー省エネルギーの補助金の申請者数が大幅に増加していることから、再生可能エネルギーの普及が進み、認識も広がってきているため。	
今後の課題	
(1) 公共施設への太陽光発電設備設置は、建物の耐荷重を考慮しつつ、導入を検討する必要がある。(施設保全課)	
(2) 市内事業者への情報提供を今後も継続して行っていく必要がある。また、市民に向けても市の事業は勿論、併用可能な国・都の補助金制度の周知をわかりやすい形で積極的に発信していく必要がある。(環境政策課)	

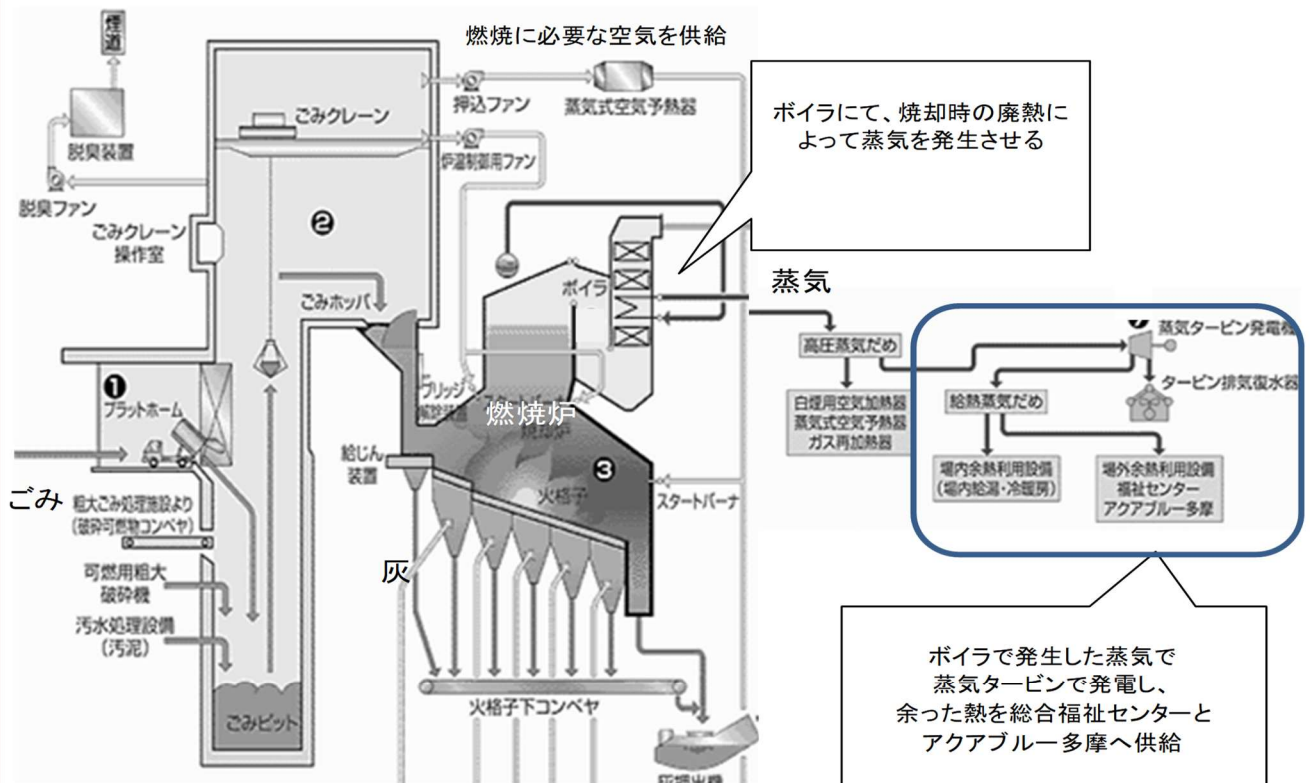
市内の太陽電池発電所（太陽光発電システムの普及状況）



※平成20年度から実施している太陽光発電システム導入補助交付決定数から集計したもの

取組み項目② ごみ焼却の余熱利用の推進				
多摩ニュータウン環境組合と協力して、ごみ焼却時に生じる余熱や電力の利用を進める。 (資源循環推進課)				
令和5年度の取組み内容				
ごみの焼却により発生した廃熱により蒸気タービン発電機で発電し、その電力で清掃工場内の電力使用をまかない、余った電力を特定規模電気事業者（PPS）に売電した。また、余熱を総合福祉センター及びアクアブルー多摩（温水プール）へ供給した。 電気設備火災により発電機が故障し発電ができなかったため、熱供給量・売電電力量が令和4年度より減少した。				
余熱利用	R3 年度	R4 年度	R5 年度	単位
熱供給量（3ケ年）	13,355	16,457	13,389	Gj
売電電力量（3ケ年）	13,212,856	15,076,500	10,110,948	kWh
令和5年度の取組み内容の評価				
→これまでと変わらない				
【理由】 令和5年度は12月15日に発生した電気設備火災の影響により2月7日まで焼却施設が稼働できず、熱供給量・売電電力量が減少したため。				
今後の課題				
ごみの資源化・減量が進んでいるため、焼却ごみ量が減少化する傾向にある中で、安定的な熱供給の確保が課題となっている。				

焼却施設イメージ図（多摩ニュータウン環境組合ホームページより引用）



施策 26：雨水地下浸透の推進

取組み項目	雨水地下浸透の推進
	(1) 歩道や公園に透水性舗装を施したり、公共施設に地下浸透施設を設置し、雨水の地下浸透を図る。 (道路交通課、公園緑地課、施設保全課) (2) 市民や事業者が、雨水地下浸透施設を導入する際に、適切な指導を行う。 (下水道課)
令和5年度取組み内容	(1) 雨水浸透手法の一つとして透水性舗装の活用を検討している。実際に市道1-27号線の整備にあたり、透水性舗装を採用した。(道路交通課) 諏訪北公園改修にあたり、園路や駐車場舗装を透水性舗装にし、雨水排水経路に浸透ますを設置した。大栗橋公園拡張部分はグリーンインフラとしての雨水浸透機能を発揮させるために、大部分を芝生広場として整備した。(公園緑地課) 新規に導入した施設はなし。(施設保全課) (2) 開発行為及び街づくり条例に基づく協議があった場合、雨水地下浸透施設を設けるよう適切な指導を行うとともに、宅内雨水排水設備について相談があった場合に、雨水排水設備の設置が可能な箇所については、できるだけ雨水浸透ますを設置してもらうよう指導した。(下水道課)
令和5年度取組み内容の評価	↑取組みが前進した 【理由】 (1) 透水性舗装の導入は現場の特性によるところであるが、活用方針は従前と変わらないため。(道路交通課) グリーンインフラの整備が増えたことで、公園の浸透機能が向上したと考えるため。(公園緑地課) (2) 下水道課への申請等に対して指導・助言を行い、雨水地下浸透施設は開発行為24件分、宅内雨水浸透ますは排水設備294件分の設置結果が得られた。これにより気候変動の適応策を推進したと考えられるため。(下水道課)
今後の課題	(1) 一般的な舗装に比べるとコスト高になる。なお、透水機能を維持するためには、定期的なメンテナンスが必要である(透水するための隙間が目詰まりする等の性能低下が生じる)。(道路交通課) 透水性のアスファルト舗装の場合は、一般舗装と比較して施工単価が高く、定期的な清掃等の維持管理コストが増え、透水機能の持続が難しいのが課題として挙げられる。街区公園の場合は、アスファルト舗装自体が余り無いため、現況に合わせた復旧の方がコストは下がると考える。ただし、浸透機能を第一優先として考えるならば、コストを掛けても土系舗装や透水性の舗装を推奨した方が良いのは確かであるため検討が必要である。(公園緑地課) 近年の豪雨対策が求められている中、市雨水対策基準の見直しが行われた場合には、市基準に準じた浸透柵や浸透トレンチ設置などによる対策手法を検討する必要がある。(施設保全課) (2) 近年増加する豪雨への対策として、流域対策の見直しなど、浸水被害軽減に向けた取組みが必要となる。(下水道課)

施策 26
「雨水地下浸透の推進 ～市道1-27号線～」



施策 27：雨水貯留の推進と水の有効利用

取組み項目① 雨水貯留施設の導入と活用	
(1) ① 公共施設において雨水貯留施設の導入を図る。	(施設保全課)
② 雨水貯留の推進と水の有効利用について、市民の取組みを支援する	(下水道課)
(2) 貯留した雨水を、災害時の防火用水や水やり・打ち水などに活用する。	(施設管理所管課)
令和5年度の実施内容	
(1) ① 公共施設の工事において雨水簡易タンクの導入を行った。 ・ 聖ヶ丘小学校改修に伴う給排水衛生設備工事 (施設保全課) ② 雨水貯留施設の補助制度等については、以前より多摩市公式ホームページによる啓発の案内を行っている。平成28年度よりホームページ以外の取組として、たま広報での案内を行い、平成29年度以降は啓発の案内を年2回に増やした。また、令和2年度以降は、市内にチラシを配布し、その中で雨水貯留施設の補助制度を掲載した。(下水道課)	
(2) 雨水貯留施設が導入されている公共施設において、従来通り活用した。	
令和5年度の実施内容の評価	
↑ 取組みが前進した	
【理由】	
(1) ① 雨水の有効利用として雨水簡易タンクの導入が進んだため。(施設保全課) ② 例年と同様に雨水貯留槽購入費補助金に関する周知を行い、補助申請件数は8件となったため。(下水道課)	
(2) 雨水貯留施設が導入されている公共施設において、従来通りの使用用途に留まったため。	
今後の課題	
・ 今後、市基準に準じた雨水貯留施設などの設置が必要となった場合は、設置内容などを含め対策手法を検討する必要がある。(施設保全課) ・ 浸水被害の防止・軽減を目的とした流域治水（雨水の貯留・浸透）について重要性が高まっており、より効率的な対策についても検討していく必要がある。(下水道課)	

施策 28：自動車排出ガスの削減

取組み項目①	環境にやさしい自動車利用の推進
低公害車・低燃費車等の環境にやさしい庁用車の導入を計画的に進める。（総務契約課）	
令和5年度の実施内容	
車両の入替に伴い、電気自動車8台、平成27年度燃費基準25%向上達成車1台を導入した。	
令和5年度の実施内容の評価	
↑ 取組みが前進した	
【理由】	
環境にやさしい庁用車の導入を推進したため。	
今後の課題	
自動車用の充電設備が設置可能な施設と、その施設の庁用者の保有状況の洗い出しを行い、電気自動車の更なる導入を検討する必要がある。	

施策 29：公共交通・自転車利用の促進

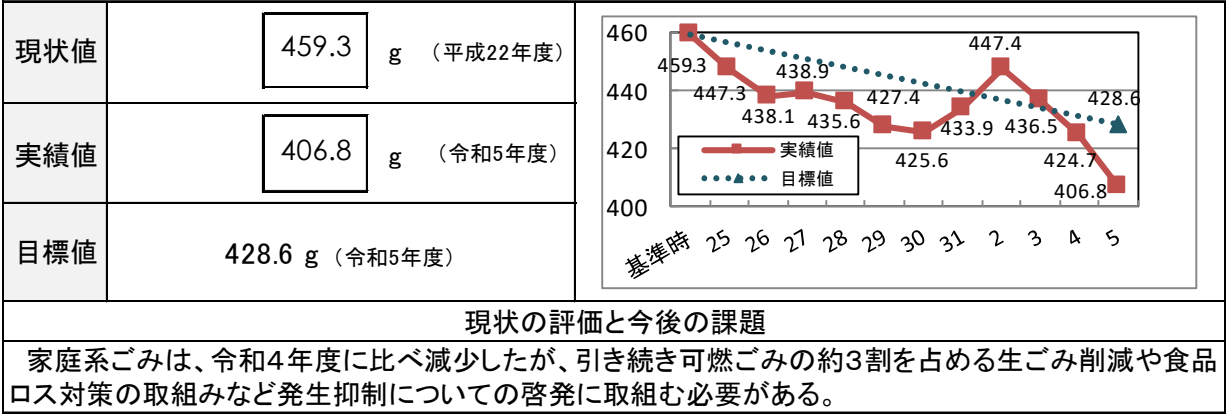
取組み項目①	公共交通利用の推進
	より便利で利用しやすい公共交通体系の実現に向け、事業者への改善要請を行う。(交通対策担当)
令和5年度の取組み内容	多摩市地域公共交通会議において、交通事業者等と多摩市交通マスタープランに基づいた協議を行ったほか、次期多摩市交通マスタープランの作成について報告した。
令和5年度の取組み内容の評価	→これまでと変わらない
【理由】	多摩市地域公共交通会議における交通事業者等との協議は例年継続的に実施しているため。
今後の課題	市民・利用者ニーズを把握し、多摩市地域公共交通会議の中で交通事業者等と協議しながら、次期多摩市交通マスタープランの作成を進める。

取組み項目②	自転車・徒歩による健康増進
	自転車歩行者専用道や自転車レーン、駐輪場の整備など自転車を利用しやすい交通体系づくりを検討する。(交通対策担当)
令和5年度の取組み内容	改正道路交通法が施行され、自転車乗車用ヘルメットが全年齢で努力義務化されたことに鑑み、ヘルメット着用促進に向けた取組を加速するため、自転車用ヘルメット購入助成事業を実施し、697 件に対し助成を行った。また、多摩センター駅西駐輪場の外装等補修工事を行った。
令和5年度の取組み内容の評価	↑取組みが前進した
【理由】	駐輪場の補修工事や自転車用ヘルメット購入助成事業により、自転車を利用しやすい交通体系づくりを推進することができたため。
今後の課題	唐木田駅周辺では既存駐輪場以外に用地が無いことから、用地取得が課題となっている。

地球環境分野における管理指標の状況

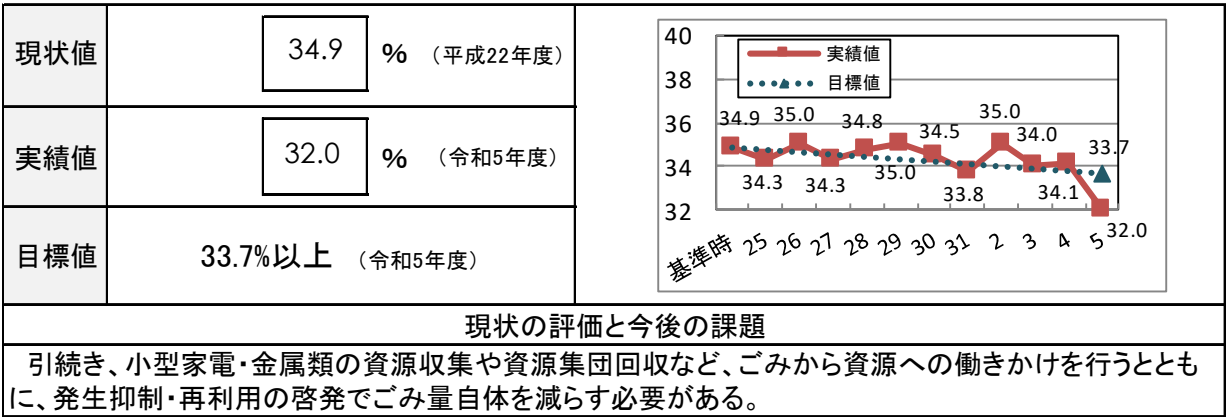
① 家庭系ごみ排出量（市民1人1日あたり）（資源循環推進課課）

家庭からの1人1日あたりのごみ排出量を把握し、市民の、ごみの減量や資源の有効利用の取組み状況を把握します。平成20年度に実施したごみの有料袋による収集以降、一定の減少傾向が見られますが、更なる減量をめざします。



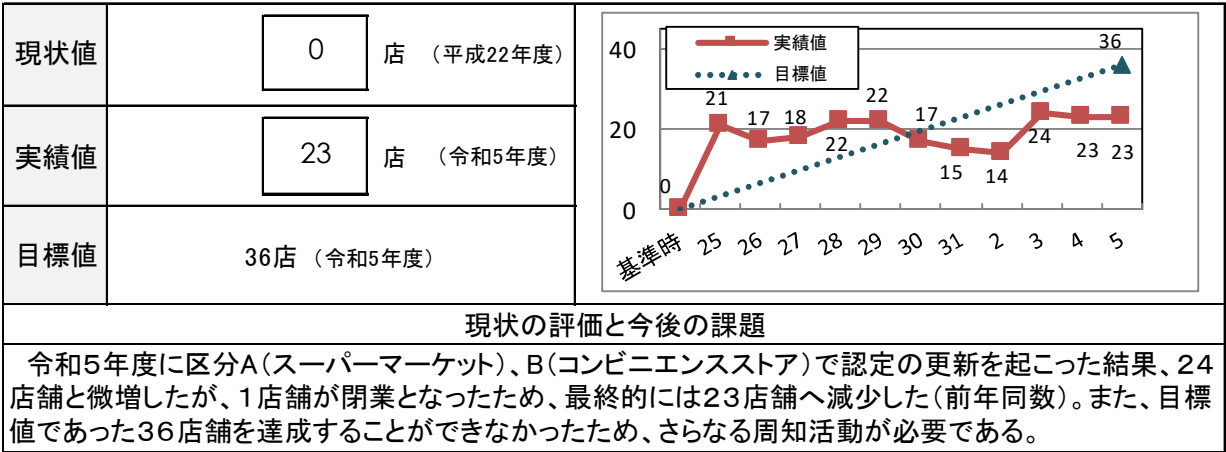
② 再生利用率（資源循環推進課課）

ごみの総発生量に占める総再生利用量の割合を把握し、市全体の資源の有効利用の取組み状況を把握します。



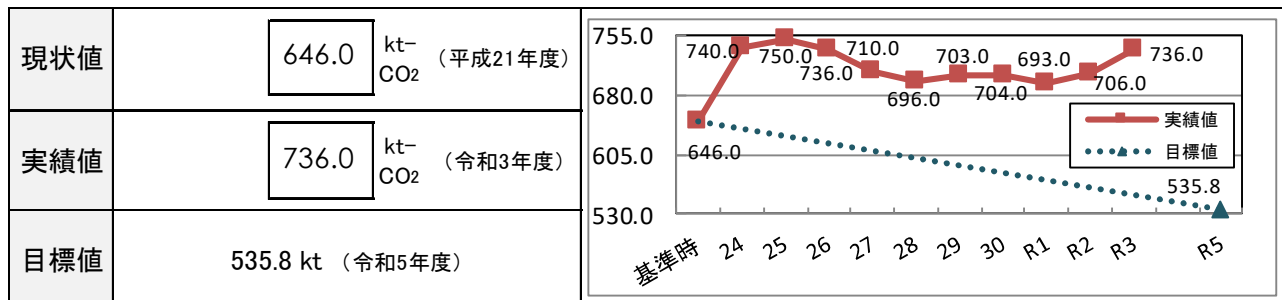
③ スーパーエコショップ認定店舗の数（資源循環推進課課）

エコショップ認定に申請のあった店舗の中から、環境に配慮した活動に積極的に取り組んでいる店舗を、スーパーエコショップとして認定しています。



④ 市内の二酸化炭素（CO₂）排出量（環境政策課）

目標値は 535,800t-CO₂ で、現状は増えています。1999 年比マイナス 6%（京都議定書の基準年）を目標として削減取組めます。



現状の評価と今後の課題

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、少しずつ施設なども開館をし始め令和3年度は736kt-CO₂と、令和元年度の693kt-CO₂から少しずつ増加傾向にある。

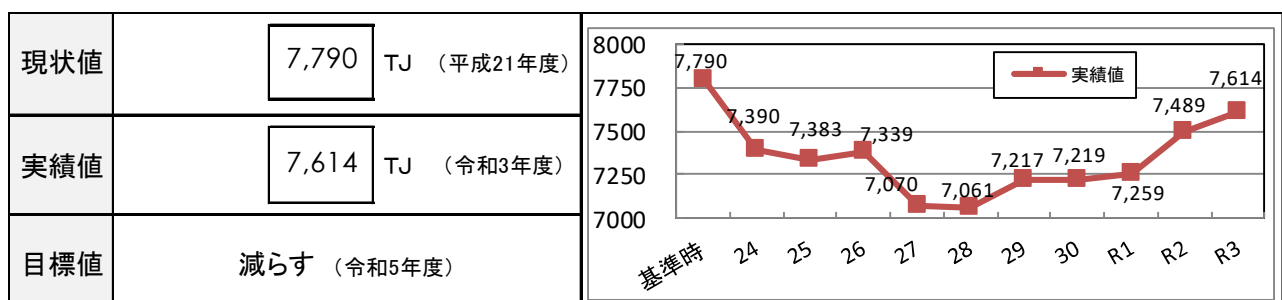
二酸化炭素排出量は、大きく「民生部門」、「産業部門」、「運輸部門」、「廃棄物部門」の4つの部門に分けて算定される。部門別の状況では、活動自粛の影響で自動車走行台数が減ったことにより、運輸部門が減少傾向であった。

二酸化炭素排出量総量のうち約80%という高い排出量を占めている民生部門については、さらに家庭部門と業務部門とに分かれている。家庭部門では昨年度に比べて4kt-CO₂増加した。これは在宅勤務へのシフトなど在宅時間の増加が引き続いていることが要因であると推察される。業務部門では28kt-CO₂増加し、新型コロナウイルス感染症が流行する以前と変わらない結果になっている。

令和4年度のデータについては、新型コロナウイルス感染症が流行する以前に近い数値に戻ることが予測されることから、その変動に注視すると共に、引き続き市民や市内事業者向けの省エネ啓発を推進し、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めていく。

⑤市内のエネルギー使用量（環境政策課）

省エネルギー推進及び再生可能エネルギー活用への取組みの効果を表すものとして、二酸化炭素（CO₂）排出量と相関関係にあるエネルギー使用量を示し、さらなる削減に取組めます。



現状の評価と今後の課題

令和3年度は7,614TJとなり、令和2年度の7,489TJと比べて125TJ増加した。

エネルギー使用量については、大きく「民生部門」、「産業部門」、「運輸部門」の3つの部門に分けて算定される。令和3年度は昨年度に引き続き運輸部門が減少したものの、民生部門、産業部門では増加している状況である。

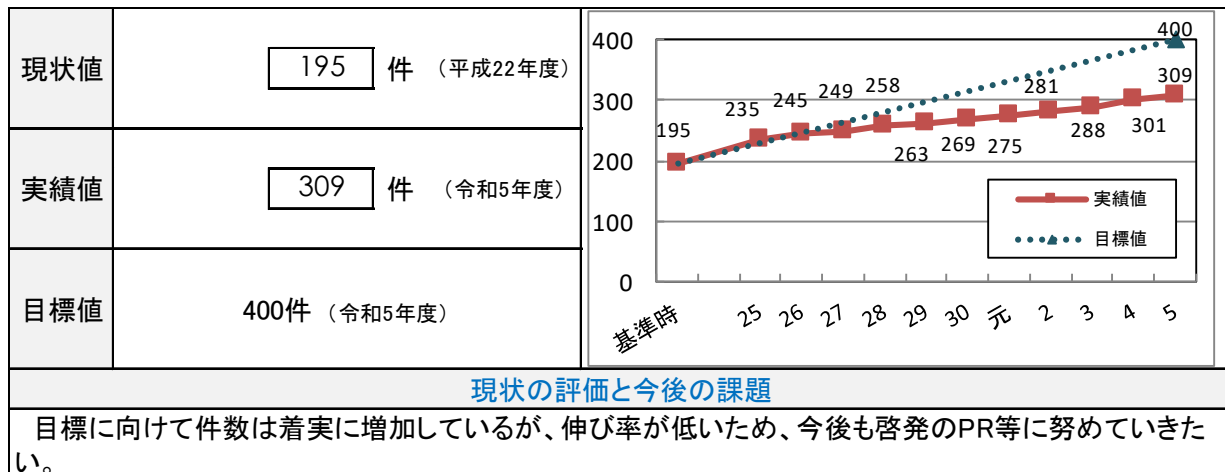
最もエネルギー消費量が多い民生部門では、令和2年度の5,856TJから168TJ増加し6,000TJを超えており、喫緊の課題と言える。その内訳は家庭部門で19TJの増加、業務部門で148TJの増加となっている。家庭部門については二酸化炭素排出量同様、コロナ禍における在宅時間の増加が引き続いているものと考えられる。

また、産業部門では令和元年度の195TJから44TJ減少しており、その内訳は農業・水産業、製造業は横ばい、製造業は12TJ減少、建設業は28TJと減少している。

今後も、全体の8割近くを占める民生部門への省エネ活動の啓発と有効的な後押しについて検討し、積極的に削減に向けての取組を推進していく。

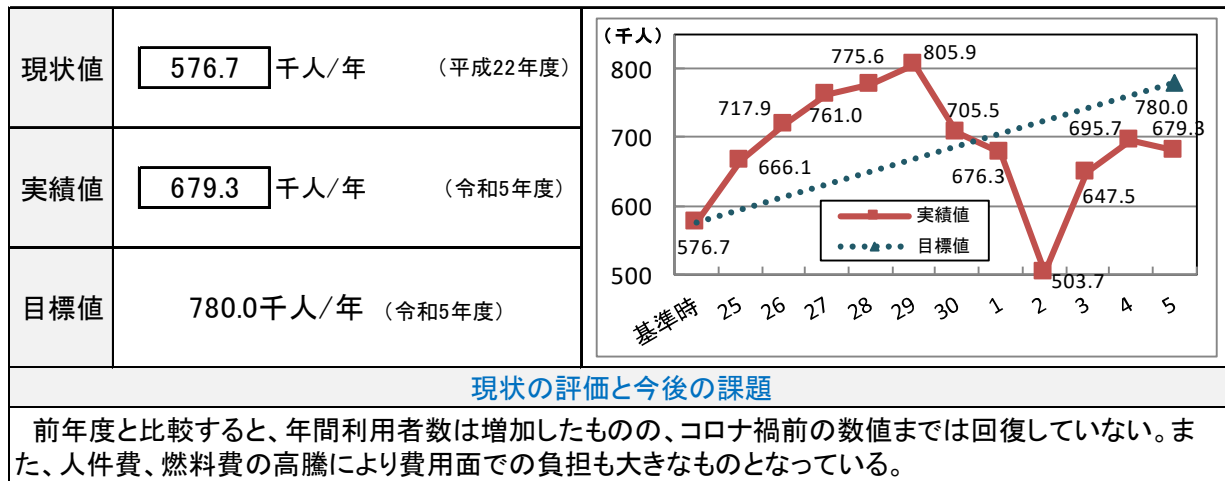
⑥ 雨水貯留槽設置件数（下水道課）

雨水の有効利用の推進状況を把握するために、雨水貯留槽設置件数を確認します。



⑦ ミニバス利用者数（交通対策担当）

環境負荷軽減のための公共交通の利用推進効果を確認するため、ミニバスの年間利用者数を把握します。



第4節 環境情報分野



施策 30：地域と連携した環境教育の推進

取組み項目①	ESD の推進
	(1) 地域とのつながりを大切に環境教育を進める。(教育指導課) (2) 「多摩市子どもみらい会議」を開催し、住み続けるまちづくりをテーマに児童生徒の学習成果を発表し合い、意見交換を行うとともに、未来のよりよい社会を創造するためのメッセージをまとめ発信する。(教育指導課) (3) 「ESD 実践事例集」を作成して当該年度の実践の成果を共有するとともに今後の教育活動の改善・充実に役立てる。(教育指導課) (4) 環境地図展などを開催し、小・中学生やその家族の環境に対する意識の向上を図る。(環境政策課)
令和5年度の実践内容	(1) 各学校においては ESD を推進し、総合的な学習の時間等を中心とした環境教育を進め、地域の自然環境を活用した体験的な活動を積極的に推進した。また、水辺の楽校等の環境教育を推進する地域団体と連携を図り、体験的な活動の充実を図った。(教育指導課) (2) 多摩市気候非常事態宣言を踏まえた各学校の実践をまとめ、「子どもが創る多摩市の未来(ESD 実践事例集9)」にまとめることができた。令和5年度 ESD 推進校(多摩市子どもみらい会議発表校)においては、令和5年度多摩市子どもみらい会議に向けて、実践を積み重ね、発表の準備を進めた。発表当日は、市長部局の各部課職員との意見交換、各学校の実践発表などにより、小・中学校で連携した ESD の更なる充実を図った。 令和5年度は「ESD コンソーシアム」を実施し、地域や企業、大学や行政機関と意見交換を行うとともに、連携・協働しながら ESD の充実を図っていくことの確認を行うことができた。 令和5年度多摩市子どもみらい会議を実施し、各学校の実践発表や市長部局の担当者との意見交換により、小・中学校での連携や、多摩市のためにできることについて提言を行った。(教育指導課) (3) ESD の実践の成果を市内外へ情報発信するため、冊子「子どもが創る多摩市の未来(ESD 実践事例集9)」(令和6年3月多摩市教育委員会)を作成し、配布した。(教育指導課) (4) 「多摩市身のまわりの環境地図作品展」について、令和4年度に引き続き、全作品を多摩市公式ホームページに掲載するオンライン開催として実施したほか、優秀作品については、多摩市消費生活フォーラム&エコ・フェスタの会場内と永山の商業施設で展示を行った。(環境政策課)
令和5年度の実践内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	(1) 総合的な学習の時間を中心とした ESD が浸透しているため。(教育指導課) (2) ESD の更なる充実を図ることができたため。(教育指導課) (3) 各学校の教育課程に小・中学校が連携した ESD を取り組むことを位置付け、小・中学校が環境教育の視点を取り入れつつ SDGs を踏まえた ESD を行うことができたため。(教育指導課) (4) オンライン開催と会場での開催を組み合わせることで、より多くの方に環境地図作品を見てもらうことができ、多くの市民の環境に対する意識を向上させることができたため。(環境政策課)
今後の課題	(1) より充実した環境教育が実施されるために外部団体とのより密な連携が求められる。そのための打ち合わせ等を十分に行う必要がある。(教育指導課) (2) 学校における環境教育に係る学習を見直したり、多摩市の気候非常事態宣言を踏まえた実践の充実を図ったりすることができるよう、指導・助言を行う必要がある。(教育指導課) (3) 昨年度と同様に学校が事例集を参考に、自校の実践を見直し、改善を図ることができるよう、指導・助言を行う必要がある。小中連携を図った実践や義務教育9年間を見通した ESD で育成する資質・能力の設定など、子どもたちの主体性を育む ESD を推進できるよう、ESD 実践研修等の更なる充実を図る必要がある。(教育指導課) (4) 近年、作品数や制作者数が大きく減少しているため、引き続き、作品募集や展示方法の見直しを行い、作品を出展する学校数や制作者数、作品展への来場者数の増加に努めていく必要がある。(環境政策課)

取組み項目② 幼少期における環境学習の推進	
(1) 市内幼稚園や保育園、児童館や学童クラブ等で、環境への理解を深める機会を設ける。 (子ども・若者政策課、児童青少年課、資源循環推進課、環境政策課)	
(2) 子どもを対象とした農業体験事業を実施する。 (児童青少年課)	
令和5年度取組内容	
(1) 野菜の栽培	プランターを使って、身近なところで野菜を育てた。 (きゅうり、ゴーヤ、ブロッコリー、トマト、赤しそなど) 身近な生き物の観察 ギリガニの飼育などを通して、身近な生き物に親しんだ。より良い環境や、食べ物などを調べるなどしながら大切に飼育し、カブトムシ、ギリガニが卵を産み成長する姿を観察した。 原峰公園にて自然観察会を開催した。 自然物で遊ぶ 春の野の花、秋の木の実などで存分に遊んだ。 冬の遊び 雪や氷の性質を感じながら遊んだ。 継続の体験として、散歩に出かけ、身近な虫に触れたり、花や木の実などの自然物に触れたりする活動を楽しんだ。新規の体験として、環境政策課と連携し、親子で原峰公園に出かけ、専門家のアドバイスを受けながら身近な生き物の観察をし、自然の不思議さに気づき、未知の生き物に触れることができた。(子ども・若者政策課) 環境政策課と連携し、児童館や学童クラブでグリーンカーテンを育て、エコについての意識を高めた。 その他、身の回りの自然に目を向けて、様々な体験を通してその大切さを実感し、また環境問題にも視野を広げられるように、児童館の状況に合わせて以下の事業を実施した。 ・ 「むしムシ探検隊」 (1回 20人) ・ 「花からクラブ」 (4回 50人) ・ 「稲からクラブ」 (4回 40人) (児童青少年課) 市内小学校の4年生等を対象に、資源循環型社会の構築に向けた取組みを学習した。日頃、家庭から排出されるごみのゆくえや処理の仕方に関心を持ってもらい、ごみ減量が必要であること、発生抑制や再利用、リサイクル等の重要性について、身近な題材を取り入れながら分かりやすく、理解してもらうことを目指して出前教室を実施した。特にプラスチックごみや、食品廃棄物の削減についてSDGsを絡め説明した。また、ペットボトルの分別方法を浸透させるための啓発を引き続き行った。(資源循環推進課) 令和4年度に引き続き、幼少期における環境学習の推進を目的として、多摩保育園と連携のうえ、保育園児を対象とした生き物観察会を実施した。(環境政策課)
(2) 農業委員会と連携し、市内の畑でサツマイモ等を育て、収穫し、食物の成長や多摩市内の農業環境を学んだ。 児童館4館で実施 延べ実施回数 14回 延べ参加人数 578人	
令和5年度取組内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	
(1) 毎日野菜の苗に水やりをする中で、苗の生長を確認し、収穫の喜びを味わうことができたため。育てていた苗が、虫にあっという間に葉を食われてしまったり、途中で枯れてしまったりと育てる難しさも体験したため(反対にキャベツの葉についた青虫がちょうちょに成長したりと発見もあった。)。地域の方のご協力により芋ほりを楽しんだり、園内の畑でミカン狩りを体験し収穫の喜びを味わうことができたため。(子ども・若者政策課) 各種事業について、感染症対策を講じながら、令和4年度よりも実施回数を増やすことができたため。(児童青少年課) 実施小学校数が2校と令和4年度と比較して1校減少となったが、本授業後に「生ごみのリサイクルを目的にダンボールコンポストを始めた」、「ペットボトルのキャップやラベルを外すようになった」といった声が届いており、子どもたちの分別・リサイクルへの理解が深まっていると考えられるため。(資源循環推進課) 多摩保育園と連携し、保育園児を対象とした生き物観察会を実施し、幼少期における環境学習の機	

- 会を創出することができたため。(環境政策課)
- (2) 感染症対策を講じながらも、実施回数は令和4年度より増やすことができたため。(児童青少年課)

今後の課題

- (1) 身近な自然について専門家のアドバイスを受けて学ぶいい機会となったため、継続して行っていくことが必要である。(子ども・若者政策課)
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、定員の設定や飲食禁止について、いつまで実施するのか課題がある。(児童青少年課)
- プラスチック削減に向けた取り組みや、依然排出量の多い食品ごみについて更に理解を深めていくことが課題となる。また、教育現場で取り組みやすい生ごみの堆肥化事業についても積極的に啓発を行っていく必要がある。(資源循環推進課)
- 幼少期の環境学習は重要であり、今後も、保育園児を対象とした生き物観察会など、幼少期に環境への理解を深める機会を設定していく必要がある。(環境政策課)
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、定員の設定や飲食禁止について、いつまで実施するのか課題がある。(児童青少年課)

ESD の推進への取組み(教育指導課)



施策 30 ①「環境教育を推進する地域団体と連携」

幼少期における環境学習推進への取組み(子ども・若者政策課)



施策 30 ②「野菜の栽培」



施策 30 ②「冬の遊び」

冬、軒下のバケツにはった氷を手に取り、じっくり観察。冷たいことも忘れ、パキンと割れたり、じわじわと溶けだしたり・・・不思議がいっぱい！



春、お庭の木にアゲハチョウの赤ちゃんを発見！
お部屋に持ち帰り、観察学習の始まりです。

施策 30 ②「身近な生き物の観察」

幼少期における環境学習推進への取組み(資源循環推進課)



施策 30 ②「資源循環型社会構築の学習」

施策 31：環境を楽しむ体験型活動の充実

取組み項目①	子どもを対象とした環境活動の推進
(1) 子どもを対象とした楽しみながら環境について学ぶ機会を設ける。	(環境政策課)
(2) 子どもを対象とした自然の中でのキャンプ、イベントへの支援を行う。	(児童青少年課)
(3) 子どもを対象とした伝統行事等を体験する機会への支援を行う。	(児童青少年課)
令和年度の取組み内容	
(1) 下記の事業を実施した。(全 18 事業) ・ 一ノ宮用水生きもの調査①(4月) ・ 昆虫観察会：初夏(5月) ・ 多摩市まち美化キャンペーン～ごみゼロデー～(5月) ・ いきもの発見 in 多摩鶴牧(6月) ・ 川の生き物調査・観察会①(6月) ・ 昆虫観察会：夏(7月) ・ 図書館生物多様性企画展示(7・8月) ・ 乞田川の恵み(8月) ・ 一ノ宮用水生きもの調査②(9月) ・ 川の生き物調査・観察会②(9月) ・ 昆虫観察会：秋(10月) ・ 保育園生き物観察会(10月) ・ 多摩市まち美化キャンペーン(10月) ・ 一ノ宮用水生きもの調査③(11月) ・ 多摩市身のまわりの環境地図作品展(12月) ・ 多摩市消費生活フォーラム&エコ・フェスタ 2023(12月) ・ 冬鳥観察会(2月) ・ 昆虫観察会：春(3月)(環境政策課) (2) 青少協地区委員会のうち2地区において、宿泊キャンプをハケ岳少年自然の家で実施した。(児童青少年課) (3) 青少年地区委員会のうち10地区において、どんど焼きを実施した。(児童青少年課)	
令和5年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	
(1) 子どもを対象とした環境について学ぶ事業について、前年度より多い18事業実施することができたため。(環境政策課)	
(2) 各地区委員会によるキャンプや自然体験事業を引き続き実施できたため。(児童青少年課)	
(3) どんど焼きは昨年度より実施地区が増加したため。(児童青少年課)	
今後の課題	
(1) これまでの課題でもある実施事業の新たな担い手の育成や手法の検討をするとともに、計画的な事業実施をして、事業数を増やしていく必要がある。(環境政策課)	
(2) 限られた財源のなかで、より多くの子どもの自然体験を提供できるようなイベントの実施を検討する必要がある。(児童青少年課)	
(3) 高齢化が進み、地区委員会の継続が難しくなっている中での、伝統行事の継承に課題がある。(児童青少年課)	

取組み項目②	環境を楽しむ多様な機会の提供
	(1) 自然観察会や生き物の写真の投稿会など、生き物にふれあう機会を提供する。(環境政策課) (2) 家庭菜園や体験型市民農園など、農に親しむ場を提供する。(経済観光課) (3) 炭焼きやぞうり作り、古民家体験会など、多摩の伝統的生活を体験する機会の提供。(教育振興課) (4) 市民団体等と連携し、みどりや環境に関する講座や講習会、体験型イベント等、市民ニーズに応じた多様な機会を提供する。(公園緑地課、教育振興課)
令和5年度	取組み内容
	(1) 多摩市水辺の楽校や市内企業、教育委員会などと連携し、多摩市生物多様性セミナーと題し「昆虫観察会」や「冬鳥観察会」等の生き物観察会を開催した。また、「多摩市いきもの季節観測」や「多摩川野鳥ギャラリー」「多摩の自然ギャラリー」等市民から生き物の情報を募集し、公式ホームページや広報のシリーズ記事「いきものギャラリー」に掲載する取組みを実施し、市民に身近な自然に親しみを感ぜてもらふ機会を提供した。(環境政策課) (2) 家庭菜園は、市民の余暇活動の一環として土に親しむ機会を提供するため農家から農地を借り、区画毎に貸出した。令和5年度末現在 275 区画(全 276 区画)が利用された。(経済観光課) (3) 炭焼き事業は、年3回実施し、昨年度と同様に延べ約 90 人が参加した。(教育振興課) (4) 市民団体(多摩グリーンボランティア森木会)と協働し、多摩市グリーンボランティア講座(初級)及び(中級)を実施した。その他「たけのこ掘り」「緑の探検隊」等体験型の事業を展開した。 恵泉女学園大学と連携し、自治会や管理組合の花壇等を管理するグループを対象とした種まき講習会を開催した。さらに恵泉女学園大学と連携し、公園・緑地内の花壇等を管理するグループを対象とした「コミュニティ花壇講習会」を実施した。改修工事に向けてグリーンライブセンターを一時閉館した以降も、仮移転先であるパルテノン多摩クリエイティブキャンパス企画室において、相談業務などを実施し、市民のみどりについて学ぶ機会を継続的に確保した。(公園緑地課) 旧多摩聖蹟記念館において、市民団体「多摩市植物友の会」と共催で植物観察会を8回開催し、延べ 440 人が参加した。(教育振興課)
令和5年度	取組み内容の評価
	→これまでと変わらない
	【理由】 (1) 多摩市水辺の楽校や市内企業、教育委員会、専門家等と連携し、「川の生き物調査・観察会」や「昆虫観察会」等の多摩市生物多様性セミナーを 10 回開催し、市民に生き物にふれあう機会を今まで以上に提供することができたため。(環境政策課) (2) 農作業や収穫などを通じて、農に親しむ場となったとして、大変喜ばれているため。(経済観光課) (3) 実施回数は昨年度と同様だったため。(教育振興課) (4) 改修工事に向けてグリーンライブセンターを一時閉館するなど、例年にはないことも行われたが、そのなかで、仮移転先であるパルテノン多摩クリエイティブキャンパス企画室において、花とみどりの相談を実施したり、代替の公共施設においてみどりに関する各種講座を実施するなど、市民がみどりに触れ、学ぶ機会の提供に努めたため。(公園緑地課) 旧多摩聖蹟記念館の自然観察会は昨年度と比較し、開催回数及び参加者は減少したが、雨天等による中止で回数及び参加人数が減少したため。(教育振興課)
今後	課題
	(1) 引き続き、多様な主体と連携し、様々なテーマで多摩市生物多様性セミナーを実施すると共に、「多摩市いきもの季節観測」等で投稿のあった情報については、公式ホームページ以外への掲載方法も検討し、市民が身近な自然に親しみを感ぜてもらふ機会をより多く提供していく必要がある。(環境政策課) (2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行されたため、生産緑地内農地についても家庭菜園の候補地としての検討が可能になった。一方、相続関係等で土地所有者が家庭菜園用地の返却を求めるケースが増えると考えられるため、今後も家庭菜園用の農地を継続して確保していく必要がある。(経済観光課) (3) 講師の高齢化のため、次世代を担う講師の育成や団体の確保が大きな課題である。(教育振興課) (4) グリーンボランティア講座修了者の活動団体への登録及び新たな活動場所の掘り起こし、ボランテ

ィアの高齢化などの課題に引続き取り組み、今後より一層市民団体と協働して取り組むことが必要である。グリーンライブセンターの改修にあたっては、市民サービス、市民団体活動等のマイナスとなる影響を最小限に抑え、活動の継続性を保持しながら改修を進める必要がある。（公園緑地課）

旧多摩聖蹟記念館事業については、より幅広い世代の参加を目指し、連携している市民団体と共に実施内容を検討する必要がある。また、令和5年3月16日付で「南多摩のメカイ製作技術」が「東京都指定無形民俗文化財（民俗技術）」に指定され、市内で活動する「多摩めかいの会」が保存団体として認定されたことから、多摩ふるさと資料館の展示室で紹介すると共に、団体との共催による事業を実施し、民俗技術を次世代に向けて継承していく必要がある。（教育振興課）

施策 32: 人材の育成と体制づくり

取組み項目①	指導者・リーダーの育成
みどりや環境活動に関する指導者・リーダーの育成を図る。 (環境政策課、公園緑地課、文化・生涯学習推進課)	
令和5年度の取組み内容	
- 多摩市民環境会議と共催し、令和5年10月～12月に全3回のシリーズとして環境学習セミナーを実施した。また、市民協働事業の新たな担い手作りとして、6月の「川の生き物調査・観察会」、8月の「乞田川の恵み」などの親子で参加するイベントにおいて、親世代に対し今後のボランティアでの参加の呼びかけを行った。(環境政策課) - 市民団体(多摩市グリーンボランティア森木会)と協働し、公園や緑地の雑木林等の管理に関わる指導者養成のための「多摩市グリーンボランティア講座(初級)・(中級)」を開催した。(公園緑地課) - 多摩市文化振興財団(多摩市立複合文化施設の指定管理者)が、生物を専門とする学芸員を1名配置し、以下の環境に関する2つの事業を実施した。 - 植物について専門的に学びたい人を対象とした講座の実施 植物についてある程度知識を持った市民を対象に、深く環境を理解し、みどりや環境活動に関する指導ができる人材を育成することを目的に植物観察会ステップアップコースを実施し、全4回・延べ206人が受講した。新型コロナウイルス感染症の沈静化に伴い、植物観察会ステップアップコースでは現地で講師とともに歩いて観察する指導コース、詳細な配布資料をもとに各自が都合のいい時に植物観察をおこなう資料コース、そして観察会指導者となるための実地訓練としての運営補助コースの3コースを新たに設定した。また、特別展「牧野富太郎と多摩」を実施し、期間(5月4日から5月29日まで)中に8,738人の来場があった。関連講座も2回実施し、延べ282人が受講した。 - 市民との協働による調査分析活動の実施 市民協働型の市民研究員活動として、植物標本整理ボランティアの事業は継続して行っているが、令和5年度についてはメンバー減少等のため、引き続き活動は見合わせ、8月の博物館実習時にメンバーによる実習生への植物標本整理の指導のみ実施した。活動再開については新メンバーの募集が課題に挙がっており、引き続き再開に向けて検討する。また、市民学芸員では、「まちの科学」をテーマに活動するグループが立ち上がり、活動の中で多摩市立中央図書館の省エネ技術に着目し、それらを紹介するパネル展示を中央図書館内で中央図書館の協力のもと令和6年2月6日から4月7日まで開催した。(文化・生涯学習推進課)	
令和5年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】 - 親子で参加するイベントにおいて、親世代に対し今後のボランティアでの参加の呼びかけを行ったが、その後の事業に参加するなど、なかなか定着するまでには至っていないため。(環境政策課) - グリーンボランティア講座(初級)・(中級)を修了することで、市内の公園や緑地でより高度な知識と経験を活かし、みどりの保全・育成に取り組んでいただくこととなったため。(公園緑地課) - 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類となり、多摩市文化振興財団が、市民の興味関心に合わせて行う事業や市民が主役となる調査活動を実施したことで、市民が主体的な活動を始めるきっかけや活動できる場を創出することができたため。また、指導者およびリーダーの育成を明確に謳った受講コースを創設したため。 - 財団学芸員と協働し、専門的な研究活動や研究成果の展示企画ができるような主体的な活動ができる市民学芸員の活動が本格化してきており、さらには新たに「まちの科学」をテーマに活動をおこなうグループが誕生し、多摩市立中央図書館の省エネ技術を紹介するパネル展示を図書館内で開催したため。(文化・生涯学習推進課)	
今後の課題	
- 毎年の定例事業として定着してきた「環境学習セミナー」について、今後、内容等を市民団体と一緒に検討して更に充実させることにより、参加者の環境への関心・活動意欲を高め、環境活動の担い手と次世代のリーダーの育成を図る必要がある。(環境政策課) - グリーンボランティアにも高齢化の波が押し寄せている。特に、コアとなるスタッフやメンバーの世代交代をどのように進めていくかが課題である。また、幼少期の体験が大人になって生かされることが	

あるため、次世代につながる可能性を広げられるよう、みどりを楽しむ体験型のイベントを企画できるかが大切になってくる。また、グリーンライブセンター改修のマイナス的影響を最小限に抑えることも必要である。（公園緑地課）

- ・ 市民研究員（植物標本整理ボランティア）の活動再開を模索しているが、メンバーの高齢化などにより従前のような活動が困難な状態が継続している。令和6年度以降の体制立て直しが課題である。（文化・生涯学習推進課）

取組み項目② 活動拠点の提供と活用

- ・ みどりの環境に関する活動の拠点として、グリーンライブセンターなどを活用する。
（環境政策課、公園緑地課）

令和5年度の取組み内容

- ・ 環境に関する事業のチラシをグリーンライブセンターで配布した。（環境政策課）
- ・ 講習会、講座をはじめ、職場体験、展示会、説明会等、みどりに関連する事業の拠点として活用した。
（公園緑地課）

令和5年度の取組み内容の評価

→これまでと変わらない

【理由】

- ・ 環境に関する事業のチラシをグリーンライブセンターで配布するなど、みどりの環境に関する活動の拠点として、グリーンライブセンターを活用したため。「多摩市水辺の楽校楽校式」や「多摩市民環境会議総会」については、一時閉館していたこともありグリーンライブセンターで開催できなかったため。（環境政策課）
- ・ 各種講座の受講者・修了者等はグリーンライブセンターのガーデンサポーター及びローズクラブ会員として通年、グリーンライブセンターで活動を行っており、グリーンライブセンターを拠点として活用したため。（公園緑地課）

今後の課題

- ・ 今後も、環境に関するイベントや環境保全・啓発団体の活動拠点として、グリーンライブセンターをさらに活用していく必要がある。（環境政策課）
- ・ これまでグリーンライブセンターは、みどりの拠点としての要素が強かった。グリーンライブセンターの改修後、みどりだけでなく、環境に関する活動の拠点として、更なる活用がなされるために、仕組みづくりや具体の事業の実施が必要である。（公園緑地課）



施策 32 ①「植物観察会ステップアップコースの指導風景」

取組み項目③	活動支援
(1) みどりや環境に関する市民団体やボランティア活動に必要な消耗品等の支援を行う。 (環境政策課、公園緑地課、資源循環推進課) (2) 活動するための公園緑地などの場の提供を行う。 (公園緑地課)	
令和5年度の取組み内容	
(1) 環境に関する市民団体のうち、「多摩市民環境会議」と「多摩市水辺の楽校運営協議会」に、必要な消耗品（事務用品等）の支援を行った。（環境政策課） ボランティア人材養成のための「多摩市グリーンボランティア講座（初級・中級）」に必要な消耗品等の購入による活動支援も実施した。 公園愛護会やアダプト団体に対し、活動に必要な清掃用具等の支援をおこなった。（公園緑地課） 町会・自治会等の団体や個人が、道路や公園等の公共の場所を清掃する場合、無料のボランティア袋を配布している。また、春の「ごみゼロデー」及び秋の「市民清掃デー」で使用できる無料の専用ごみ袋を配布し、地域の美化活動支援を行った。令和5年度は約6.7万枚のボランティア袋を作成した。（資源循環推進課） (2) 管理協定を結んでいる団体や新たに活動を計画している方々に対し、打合せ場所の確保や周辺住民との調整など活動への支援を行った。（公園緑地課）	
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 (1) これまで同様に各団体と調整して支援を行い、市民協働を進めるコーディネーターの役目を果たすことができたため。（環境政策課） 活動に必要な用具については、特に例年と変わらず、従来から予算の範囲で対応したため。（公園緑地課） 令和4年度のボランティア袋作成枚数（9万枚）と比較すると、令和5年度は約2.3万枚減少しているが、令和5年度の春の「ごみゼロデー」は 66 団体、秋の「市民清掃デー」は 132 団体参加し、令和4年度より「ごみゼロデー」は8団体、「市民清掃デー」は 11 団体とそれぞれ増加したため。（資源循環推進課） (2) 前年度同様に、令和5年度についても活動への支援を行っているため。（公園緑地課）	
今後の課題	
(1) より効果的な支援を行うため、市民団体と調整のうえ内容の精査を行う必要がある。（環境政策課） 公園愛護会（有償）とアダプト団体（無償）との支援のあり方について検討を進める必要がある。（公園緑地課） 今後も市民のボランティアによる清掃や、「市民清掃デー」等の地域美化活動を支援していく必要がある。（資源循環推進課） (2) 作業や活動がスムーズにより効果的になるよう活動団体と市の役割分担を明確にするため、随時情報共有に努める必要がある。（公園緑地課）	

取組み項目④	各種団体や市民、指導者との連携支援
	(1) 市民団体等の活動や活動の事業化、市民団体同士の連携を図るための支援を行う。 (環境政策課、公園緑地課) (2) みどりや環境活動に関する指導者・リーダーと、サポートを必要とする人をつなぐ支援をする。 (公園緑地課、文化・生涯学習推進課、教育振興課)
令和5年度の取組み内容	(1) 平成 27 年度から行っている「エコ・フェスタ」について、令和4年度に引き続き、「消費生活フォーラム」と合同で「多摩市消費生活フォーラム&エコフェスタ 2023」を実行委員会形式で企画・運営し、暮らしや環境に関する市民団体同士の連携が強化されるような場を提供した。(環境政策課) グリーンボランティア連絡会が全てではないが各種市民活動団体のまとめ役として市との調整を行っている。市民団体及び市の連携による企画である「エコ・フェスタ」では、市民団体同士での連携を図るとともに、環境活動について市民への普及啓発を行った。(公園緑地課) (2) 多摩グリーンボランティア森木会の運営会議を通して、緑地の管理活動を行う方々への支援を行った。また、学校や PTA 等の要請を受け、森木会及び連絡会が学校林の管理、学校の環境教育に関する技術支援を行った。(公園緑地課) 多摩市文化振興財団の生物を専門とする学芸員が、以下の二つの事業を実施した。 ア アウトリーチ事業として、市内小学校の児童を対象に、小学校での講座やフィールドワークなどの出張授業を実施した。また、東京都埋蔵文化財センターや、コミュニティセンター、保育園の植物観察会への講師派遣も行った。自然・環境等をテーマとした出前授業は 10 事業、全 14 回実施し、延べ 619 名が参加した。 イ 東京都絶滅危惧植物のハタザオについて、多摩第一小学校での保護の状況を確認した。また、ハタザオとともに保護が求められるレンリソウについて、多摩市唯一の自生地である多摩第一小学校前の堤防での生育状況の確認をおこない、自生を確認した。今後、土地の管理者や小学校などと相談し、保護の方針を検討していく必要がある。(文化・生涯学習推進課) 旧多摩聖蹟記念館事業として、環境政策課と共催で「子ども昆虫観察会」(講師：昆虫研究家)を 4 回開催し、47 人が参加した。また、市民団体「多摩市植物友の会」との共催で植物観察会を 8 回開催し、延べ 440 人が参加した。(教育振興課)
令和5年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	(1) テーマを「進めよう！環境にやさしい新しい暮らしを！～持続可能な社会をめざして～」とし団体間の連携の広がりをつくることができたため。(環境政策課) 市と市民団体や大学との連携による講座やイベント等については、実施可能な範囲で創意工夫しながら取組んだため。(公園緑地課) (2) 市民からのみどりの活動に関わる問い合わせを受け、必要な情報の提供や活動団体に繋ぐなど支援を行ったため。(公園緑地課) 専門家である財団学芸員が、アウトリーチ事業を通して市民と直接関わることで、市民が地域の自然環境について学ぶ機会を継続して創出できたため。 担当学芸員の負担軽減のため、回数や人数については昨年度より少なくなったため。 ハタザオ保護に関する取組では、栽培に協力している小学校での栽培が継続されているため。(文化・生涯学習推進課) 市民団体「多摩市植物友の会」との共催による自然観察会は昨年度と比較し、雨天等の中止により開催回数は減少したが、1 回あたりの参加人数は増加しているため。(教育振興課)
今後の課題	
	(1) 「多摩市消費生活フォーラム&エコフェスタ」での連携により、各団体同士の交流は広まっているが、継続的な横のつながりの構築と新規団体の呼びかけを行うため、さらなる方策を検討する必要がある。(環境政策課) 市民団体や学生など活動に関わる方々からの意見や要望等を吸い上げていく体制が求められる。(公園緑地課) (2) グリーンライブセンターの運営が三者となったことで、指導者の掘り起こしの量、幅ともに広がっ

たことから、サポートを必要とする人への支援もより適時適切な人材に繋ぐことが可能となってきたため、緑化相談やイベント及び講座等を通じ一層のアナウンスが必要である。(公園緑地課)

出張授業の新たな申し込みがあったが、担当学芸員の負担は例年同様であった。今後の負担増の可能性については、1校の対応回数の上限を決めることで調整できるか検討が必要である。

東京都絶滅危惧植物のハタザオに関する取組については、小学校での栽培が始まったので前進したが、引き続き関係者間の連携体制と、体制の持続可能性確保が課題である。

上記課題について、再開館後の指定管理者である学芸員が所属している財団が引き続き検討を進める必要がある。(文化・生涯学習推進課)

旧多摩聖蹟記念館事業については、より幅広い世代の参加を目指して、連携している市民団体とともに実施内容を検討する必要がある。また、令和5年3月に「南多摩のメカイ製作技術」が「東京都指定無形民俗文化財(民俗技術)」として指定され、市内で活動する「多摩めかいの会」が保存団体として認定されたことから、団体との共催による事業を実施し、民俗技術を次世代に向けて継承していく必要がある。(教育振興課)

各種団体や市民、指導者との連携支援(文化・生涯学習推進課)



施策 32 ④「多摩第一小学校でのハタザオの保護の様子」

施策 33: みどりと環境に関する普及啓発

取組み項目①	環境に関する情報提供や広報の推進
	(1) みどりと環境に関する情報提供を広報や WEB サイトにて行い、市民の関心を高める。 (公園緑地課、環境政策課) (2) みどりと環境に関する多様な媒体の資料を収集し、貸し出しを行う。 (図書館) (3) 持続発展教育・ESD に関する取組みについて、ユネスコのホームページへの情報発信及び更新を行う。 (教育指導課)
令和5年度の取組み内容	(1) グリーンライブセンターの運営が三者連携に移行(平成23年度)されてから、施設案内や各種講座、催し物はじめ花の見頃など、市公式ホームページ及び市公式ホームページからのリンクで恵泉女学園大学がアップロードするグリーンライブセンターのページ及びフェイスブックで情報発信をおこなった。また、令和5年度からは、多摩中央公園・多摩センター連携協議会のホームページが開設され、多摩中央公園を中心とした、公園周辺施設や多摩センター内のイベントなどを発信した。(公園緑地課) 環境事業について市の広報やホームページ、公式 X を積極的に活用し、市民への普及啓発を行った。(環境政策課) (2) みどりと環境に関する新刊書や市で発行した報告書等資料を継続して収集し、蔵書の充実に努めた。市内の小中学校へ調べ学習用の資料として、自然や環境に関する本を貸出した。調べ学習テーマ「昆虫」、「エネルギー発電」、「うみのかくれんぼ」、「草木染」、「農業」など、様々なテーマに沿った資料の貸出しを行った(19校、延べ69回、2,634冊)。また、各課連携企画として、4月下旬から6月下旬にかけて「牧野富太郎と植物の世界」として植物に関連するテーマ展示を聖ヶ丘図書館で、8月には全館で「生物多様性」をテーマにした児童書のテーマ展示を全館で実施した。合わせて電子図書館でも生物多様性をテーマにした特集展示を展開した。12月から1月にかけては、ティーンズ世代を対象に気候変動、地球温暖化をテーマにしたテーマ展示を中央図書館で実施。パスファインダーを作成し、テーマ展示で配布した。(図書館) (3) ユネスコスクール公式ホームページと多摩市立全小・中学校の公式ホームページがリンクしていることにより、市内外に ESD の取組を効果的に情報発信した。令和5年度は、令和4年度と同様にユネスコスクールへの成果報告や学校の取組状況について、具体的かつ詳細に示した。(教育指導課)
令和5年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】	(1) 前年度と同様に広報、WEB サイトを通して、みどりと環境に関する情報提供を行ったため。(公園緑地課) 市の広報やホームページ、公式Xなどを利用し、幅広い世代への情報提供を継続して行ったため。(環境政策課) (2) 令和4年度実績の延べ21校、2,406冊に比べ、貸出冊数が増加したため。また各課と連携し、生物多様性をテーマにした児童書の展示を全館で、気候変動・地球温暖化をテーマにしたティーンズ世代向けの展示を本館で実施するとともに、調べ方を案内するパスファインダーを作成し配布することで関心を高めることができたため。植物に関しては、都立桜ヶ丘公園の近くにある聖ヶ丘図書館で花と緑が美しい季節に合わせ実施した事で多くの方に利用いただくことができたため。(図書館) (3) 令和4年度に引き続き、ESD に関する取組の発信について、SDGs を踏まえた内容の充実が図られたため。(教育指導課)
今後の課題	(1) 市民から求められているみどりと環境に関する情報及び市として発信していきたい情報をできる限りリアルタイムで発信できるよう検討する必要がある。(公園緑地課) ニーズが多様化する中で、様々な情報提供方法や、必要な情報にスムーズにアクセスできるような体制を検討していく。(環境政策課) (2) 来館しない利用者にもみどりと環境に関する情報を提供できるよう各図書館での企画展示や環境部各課との連携による企画展示をする際に、市民が自ら調べることができるように調べ方を案内するパ

スファインダーやブックリストを更新し、本の展示と合わせて配布するとともに図書館ホームページにも掲載し情報発信する必要がある。また、電子図書館でも生き物や環境などをテーマに特集を組み情報発信をする必要がある。(図書館)

- (3) 各校での取組内容について常に見直しを行うことで、取組を持続可能なものとするとともに、ホームページで発信した内容を他市等のユネスコスクール同士で共有し、相互啓発を図っていく必要がある。また、SDGsを踏まえたESDを推進するために、教員のSDGsの理解度をさらに高めていく必要がある。(教育指導課)

取組み項目②	環境に関する施策の実施状況等の報告
・	みどりと環境基本計画にかかる施策の実施状況等を毎年多摩すみどりと環境審議会の意見を付して報告書として発行する。 (環境政策課)
令和5年度の取組み内容	「多摩すみどりと環境基本計画」に基づき、令和4年度の市の環境に関する施策の取組みの実施状況や今後の課題等についてまとめ、報告書として発行した。
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	レイアウトについて、グラフや見えにくい箇所について、拡大や背景の色を薄くするなどして、見やすくなるよう工夫したため。
今後の課題	令和6年度から開始する、第3次多摩すみどりと環境基本計画においても、適切な進行管理と、市民が興味を持つような分かりやすい報告書づくりを検討していく必要がある。

取組み項目③	みどりと環境活動等に関する情報提供の充実
・	市や市民団体等が開催する、環境に関する活動や、講座・講習会、体験型イベント等の情報をホームページや広報に載せ、PRを行う。 (環境政策課、公園緑地課)
令和5年度の取組み内容	・ 環境に関する市民団体のうち、市と協働して事業を実施する多摩市民環境会議・多摩市水辺の楽校運営協議会・よみがえれ、大栗川を楽しむ会との事業について、広報や公式ホームページに掲載した。その他、各種イベントのチラシを作成する際、そのイベントの主催者の情報を掲載し、イベントだけでなく、企画運営する主催者にも関心を持ってもらえるような工夫を行った。(環境政策課) ・ 花とみどりの相談をはじめとする講座、講習会や体験型イベント等については、たま広報やホームページへの掲載、さらにチラシの作成・配布により市民への周知をおこなった。(公園緑地課)
令和5年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	・ 市と協働して事業を実施する市民団体の活動や事業の情報について、引き続き、広報や公式ホームページに掲載し、情報発信することができたため。(環境政策課) ・ 毎月開催する三者連携推進協議会において、市民ニーズに対応した講座や催し物及びイベント等の検討と周知方法などについて協議し、それを踏まえて取組に関する周知を行ったため。(公園緑地課)
今後の課題	・ 市や市民団体等が開催する環境に関するイベント等の情報を、掲載方法をさらに工夫してホームページや広報に掲載し、PRを行う必要がある。また、いずれの団体においても、スタッフの担い手づくりが課題であり、市としても参加意欲を促すような内容に改善していく必要がある。(環境政策課) ・ 各種講座やイベントの参加者に対しては、チラシの配布等により今後の行事日程を必ず周知するなど、引き続き、様々な手法での情報発信に取組む必要がある。(公園緑地課)

環境に関する情報提供や広報の推進(図書館)



施策 33 ① 生物多様性の展示の様子
唐木田図書館



施策 33 ① 牧野富太郎と植物の世界の展示の様子
聖ヶ丘図書館

施策 34: 環境の安全性に関する情報提供

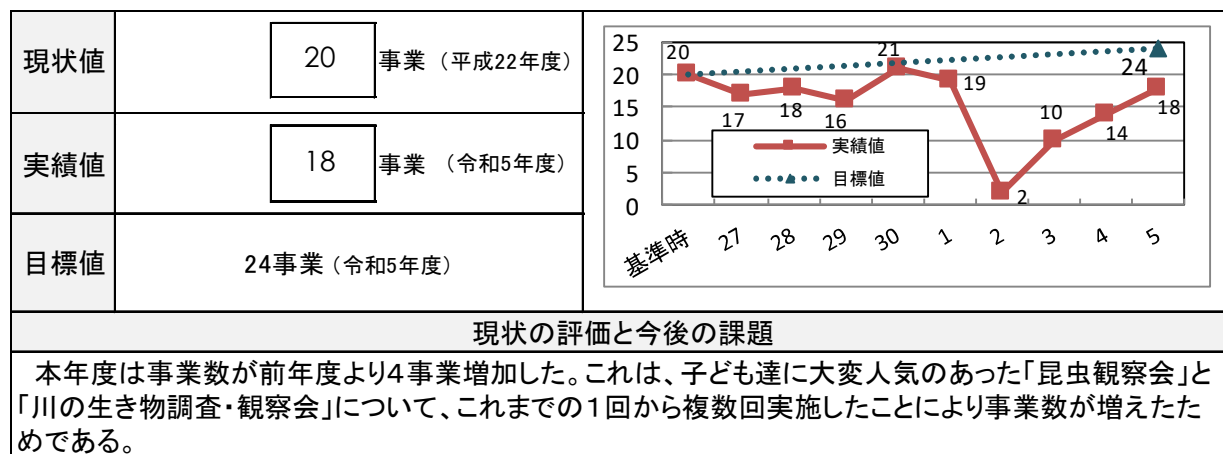
取組み項目①	環境に関する適切な情報公開
(1) 東京都をはじめとする関係機関や、市民団体等と連携を図りながら、生活環境にかかる調査数値結果等の情報を、適切に公開する。(環境政策課) (2) 生活環境の安全性に関する情報や対処方法などの情報をホームページなど様々な媒体を活用して発信し、広く市民に周知する。(環境政策課)	
令和5年度の実施内容	
(1) 国や、東京都等の関係機関と連携し、PRTR 法及び適正管理化学物質に関する人の健康に影響を及ぼすおそれのある化学物質の環境中への排出状況について、市公式ホームページに公表中の情報を更新した。放射性物質の検査のうち、市民からの依頼による食品検査は、市民団体に委託して連携しながら行い、たま広報や市公式ホームページで公表した。 (2) 生活環境の安全性に関する情報として、放射線については、市民からの依頼による食品検査のほかに、定点測定と学校給食は直接市が測定し、結果をたま広報や市公式ホームページで公開した。PM2.5 については、東京都と連携して東京都の常時監視による測定結果の収集に努め、市公式ホームページで公表を行った。また、光化学スモッグの発生原因となる光化学オキシダントの速報値等の情報についてはその入手方法、蚊やハチなどの衛生害虫についてはその対処方法を市公式ホームページで啓発を行った。	
令和5年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 - 市民に対して化学物質の排出状況の啓発、事業者に対しては自主的な化学物質の管理の改善とその必要性を周知することができたため。 - 市民に安全・安心の提供と快適な生活環境の保全に関する情報を提供できたため。	
今後の課題	
PRTR 法及び適正管理化学物質に関する人の健康に影響を及ぼすおそれのある化学物質をはじめ放射線、PM2.5 や光化学オキシダント、蚊やハチなどの衛生害虫に関する情報は、生活環境を保全して行く上で関心の高い問題として、引き続き迅速かつ積極的に市民へわかりやすく情報発信する必要がある。また、今後は、これら環境の安全性に関する情報をたま広報や市公式ホームページ以外の媒体も活用しながら発信していくことを検討していく必要がある。	

取組み項目②	環境に関する相談窓口での対応
生活環境の安全性に関する相談を、市役所の窓口で対応する。(環境政策課)	
令和5年度の実施内容	
年間を通じて、公害苦情相談やその他環境問題に関する問い合わせについて適切に対応した。特に、公害苦情については、現場を確認し、法律・条例に基づく指導を31件行った。	
令和5年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 工場・事業場の公害防止に関する指導のほか、大気・河川、道路交通騒音、空間放射線量率等の測定と結果の公表、さらに迅速な公害相談への対応等により、市民の皆さんが健康で安心安全な暮らしができるように努めたため。	
今後の課題	
公害等の被害を最小限に抑えるため、今後も引き続き迅速な対応を行う必要がある。	

環境情報分野における管理指標の状況

① 子どもを対象とした環境に関する活動の実施回数（環境政策課）

子どもを対象とした環境学習の活動として、水辺の観察会や環境地図作品展等の事業を行っています。今後さらに、子どもたちの自然と親しむ機会を増やし、自然の豊かさ大切さについて体験を通して知ってもらい、次世代への環境の保全につなげます。その実施効果を確認するため、設定しています。



② ユネスコスクール登録校の環境教育への取組みの情報発信（教育指導課）

環境教育の推進とその取組みについての情報発信の推進状況を確認するため、設定しています。その他、特色ある環境教育等の実践を、「持続発展教育・ESD実践事例集」やユネスコスクールの活動報告に掲載するなど、毎年度発信の頻度や内容を別途確認していきます。

